

平成29年度

# 地方公務員共済組合等事業年報

総務省自治行政局公務員部福利課



## は し が き

地方公務員共済組合及び地方議会議員共済会から提出された事業報告書、決算書等に基づき「平成 29 年度地方公務員共済組合等事業年報」をとりまとめました。

この年報は、昭和 39 年 12 月に昭和 38 年度版を発刊して以来、今回で 55 回目の刊行を迎えることとなりますが、地方公務員共済組合等の事業の実施状況、経理の現状等を整理するとともに、地方公務員共済組合等の制度を概説したものであります。

本書が、地方公務員共済組合の関係の方々等により広く利用されるよう願うものであります。

平成 31 年 3 月

総務省自治行政局公務員部福利課長

古賀 浩史



# 目 次

## 概 要

第 1 制度の沿革	2
1 地方公務員の共済組合制度の沿革	2
2 社会保障協定の状況	8
3 地方議会議員の年金制度の沿革	9
第 2 制度の改正等	10
1 制度の改正	10
2 平成 29 年度における年金額の改定	10
第 3 制度の概要	11
1 地方公務員の共済組合制度の概要	11
2 地方団体関係団体職員年金制度等の概要	22
3 地方議会議員の年金制度の概要	24
第 4 事業の概要	28
I 地方公務員共済組合の事業の概要	28
[ I ] 組合及び組合員の概況	28
1 組合等の数	28
2 組合員数	29
3 被扶養者数	33
4 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額	34
[ II ] 短期給付の概況	37
1 収支の状況	37
2 短期財源率の状況	41
3 給付の状況	42
(1) 給付の種類	42
(2) 受診率等の状況	42

(3) 掛金・負担金収入に対する法定給付の割合	42
(4) 給付実績	42
[Ⅲ] 長期給付の概況	49
1 長期財源率の状況	49
2 収入の状況	50
3 給付の状況	51
4 長期給付積立金の状況	64
[Ⅳ] 福祉事業の概況	72
Ⅱ 地方議会議員共済会の事業の概要	79
[Ⅰ] 地方議会議員の概況	79
[Ⅱ] 給付経理の財源	79
[Ⅲ] 収支の概況（給付経理）	79

#### 統計表 I（地方公務員等共済組合）

1 組合員数、被扶養者数及び給料に関する調	82
2 福祉施設に関する調	86
3 短期法定給付支給状況調	88
4 短期附加給付支給状況調	98
5 長期給付支給状況調	100
6 年金種類別受給権者状況調	104
7 短期経理貸借対照表	110
8 同 損益計算書	112
9 厚生年金保険経理貸借対照表	116
10 同 損益計算書	118
11 退職等年金経理貸借対照表	122
12 同 損益計算書	124
13 経過的長期経理貸借対照表	126
14 同 損益計算書	128
15 業務経理貸借対照表	130

16	同	損益計算書	132
17		保健経理貸借対照表	136
18	同	損益計算書	138
19		医療経理貸借対照表	142
20	同	損益計算書	144
21		宿泊経理貸借対照表	148
22	同	損益計算書	152
23		住宅経理貸借対照表	156
24	同	損益計算書	158
25		貯金経理貸借対照表	160
26	同	損益計算書	162
27		貸付経理貸借対照表	164
28	同	損益計算書	166
29		物資経理貸借対照表	170
30	同	損益計算書	174
31		財形経理貸借対照表	178
32	同	損益計算書	180

統計表 I の 2 ⎧ 指定都市職員共済組合  
都市職員共済組合  
市町村職員共済組合 ⎫ の組合別内訳

1		組合員数、被扶養者数及び給料に関する調	184
2		福祉施設に関する調	196
3		短期法定給付支給状況調	198
4		短期附加給付支給状況調	234
5		短期経理貸借対照表	242
6	同	損益計算書	250
7		業務経理貸借対照表	266
8	同	損益計算書	278

9	保健経理貸借対照表	294
10	同 損益計算書	310
11	宿泊経理貸借対照表	334
12	同 損益計算書	350
13	貯金経理貸借対照表	374
14	同 損益計算書	382
15	貸付経理貸借対照表	394
16	同 損益計算書	406
17	物資経理貸借対照表 (市町村職員共済組合のみ)	426
18	同 損益計算書 ( 同 上 )	434
19	財形経理貸借対照表	444
20	同 損益計算書	452

**統 計 表 I の 3 (再掲 地方公務員共済組合連合会)**

1	厚生年金保険給付調整経理貸借対照表	468
2	同 損益計算書	468
3	退職等年金給付調整経理貸借対照表	469
4	同 損益計算書	469
5	経過的長期給付調整経理貸借対照表	470
6	同 損益計算書	470
7	基礎年金拠出金経理貸借対照表	471
8	同 損益計算書	471
9	厚生年金拠出金経理貸借対照表	472
10	同 損益計算書	472
11	業務経理貸借対照表	473
12	同 損益計算書	473

**統 計 表 I の 4 (再掲 全国市町村職員共済組合連合会)**

1	災害給付経理貸借対照表	476
2	同 損益計算書	476



3	保健給付経理貸借対照表	477
4	同 損益計算書	477
5	厚生年金保険経理貸借対照表	478
6	同 損益計算書	478
7	退職等年金経理貸借対照表	479
8	同 損益計算書	479
9	経過の長期経理貸借対照表	480
10	同 損益計算書	480
11	業務経理貸借対照表	481
12	同 損益計算書	481
13	宿泊経理貸借対照表	482
14	同 損益計算書	482
15	団体信用生命保険経理貸借対照表	483
16	同 損益計算書	483
17	貸付債権共同保全経理貸借対照表	484
18	同 損益計算書	484
19	短期給付財政調整経理貸借対照表	485
20	同 損益計算書	485
21	短期給付特別財政調整経理貸借対照表	486
22	同 損益計算書	486
23	育児・介護休業給付経理貸借対照表	487
24	同 損益計算書	487
25	財形経理貸借対照表	488
26	同 損益計算書	488

**統計表 II (地方議会議員共済会)**

1	議員数及び報酬に関する調	490
2	共済給付金支給状況調	490
3	年金たる共済給付金種類別受給権者状況調	490

4	給付經理貸借対照表	491
5	同 損益計算書	491
6	業務經理貸借対照表	492
7	同 損益計算書	492

# 概要

# 第1 制度の沿革

## 1 地方公務員の共済組合制度の沿革

地方公務員についての退職年金制度及び共済制度は、昭和37年12月1日に地方公務員共済組合法（昭和39年法律第152号により法律名が「地方公務員等共済組合法」に改称された。以下「法」という。）が施行され現行の統一的な共済組合制度に統合されたが、それまでの間は、都道府県と市町村の区分、身分や職種の違いによって区々に分かれて行われていた。この制度的な沿革の概略は、次のとおりである。

- (1) 都道府県の職員、地方警察職員、教育職員、消防職員のうち国の官吏たる身分を有する者については、地方自治法、警察法、教育公務員特例法、消防組織法が施行されるまでは、恩給制度が適用され、地方自治法等の施行後も、その施行前から引き続き官吏に相当するものとして勤務するものについては、恩給法の規定が準用されていた。

また、都道府県の職員等のうち道制、都府県制に基づく有給吏員等に対しては、官吏の制度は適用されず、明治以来これらの法律に基づき地方公共団体の退隠料条例が適用されていた。

一方、都道府県の職員等に対する医療保険制度としては、政府職員共済組合令（昭和15年勅令第827号）による短期給付制度が適用されていた。

- (2) 昭和23年7月1日に旧国家公務員共済組合法が施行され、都道府県の職員、公立学校の教職員及び警察消防の職員は、同法の短期給付に関する規定の適用を受けることとなり、更に昭和24年同法の一部改正が行われ、これらの地方公務員のうち雇用人である者に対しては同法の長期給付に関する規定も適用されることとなった。

- (3) 昭和31年地方自治法の一部が改正され、同年9月1日以降退職した者については、恩給法上の公務員としての在職期間と都道府県の職員としての在職期間との間、都道府県相互間の在職期間が恩給又は都道府県の退職年金の基礎在職年に相互に通算されることになり、昭和34年3月31日以降は市町村の教育職員相互間並びに市町村の教育職員と恩給法上の公務員及び都道府県の職員

間にも同様の通算措置がとられることとなった。

- (4) 昭和 33 年国家公務員共済組合法の全部改正が行われたが、都道府県の職員、公立学校の教職員及び警察職員は、従来と同様の取扱いにより同法の適用を受けることとなった。
- (5) 一方、市町村の職員については、市町村制に基づき、市の吏員及び一部の町村の吏員について、それぞれの地方公共団体の退隠料条例が適用されていた。
- (6) 町村の吏員については、昭和 18 年 4 月政府の指導により、各都道府県ごとに町村制に基づく一部事務組合として町村吏員恩給組合が設立され、町村吏員に対する退職年金及び退職一時金の給付事務を共同して処理することとなったが、昭和 27 年 4 月に町村職員恩給組合法が制定され、当該町村職員恩給組合について、その内容の整備充実が図られた。
- (7) 昭和 29 年 7 月に市町村職員共済組合法が制定され、翌 30 年 1 月 1 日から市町村職員共済組合が発足し、原則として、全市町村の職員について、同法に基づく短期給付が適用され、更に雇用人については、当該短期給付のほか同法に基づく長期給付が適用された。ただし、市町村職員共済組合法の公布の際、市町村職員共済組合の組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合を組織している市町村が、健康保険組合の存続を申し出たときは、当該市町村の職員には、市町村職員共済組合法の全部又は短期給付に関する部分は適用されず、市町村職員共済組合法の全部非適用の市町村にあっては、市町村職員共済組合法の長期給付に相当する給付を行うこととされていた。
- (8) 昭和 37 年 12 月 1 日に地方公務員の新共済制度が発足し、上記の地方公務員の退職年金制度及び共済制度は、統一的な制度に統合されることとなった。この例外として、法の公布の際、現に組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合が組織されている地方公共団体にあつては、当該健康保険組合を存続しない旨のその組合会の議決があつた場合を除き、健康保険組合はそのまま存続し、当該健康保険組合の被保険者である当該地方公共団体の職員については、法の短期給付に関する規定は適用しないものとされた（なお、平成 22 年 12 月 1 日をもって、存続していた健康保険組合はすべて解散し、すべての地方公共団体職員について法の規定に基づく短期給付が適用されることとなった。）。

なお、法の施行により、国家公務員共済組合法に基づく地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合は、同一性をもって法に基づく地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合として存続することとされ、旧町村職員恩給組合法に基づく旧町村職員恩給組合及び旧市町村職員共済組合法に基づく旧市町村職員共済組合は、法施行と同時に解散され、その権利義務は、法に基づく市町村職員共済組合が承継することとされた。また、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合については、業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての市町村職員共済組合をもって組織する市町村職員共済組合連合会及びすべての都市職員共済組合をもって組織する都市職員共済組合連合会が設けられた。

- (9) 地方団体関係団体の職員に対する年金制度は、昭和 39 年 7 月 6 日に公布された地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 39 年法律第 152 号）により、法に基づく年金制度として制度化され、同年 10 月 1 日から発足した。

従来、地方団体関係団体の職員に対する年金制度としては、厚生年金保険法（一部の職員にあっては、沿革的に法）が適用されていたのであるが、これらの職員の職務内容が、地方公務員に準じていること等から地方公務員の共済制度に準じた共済制度を設けることが適当であるとの国会における附帯決議があったこと等により、法のなかに地方公務員に対する年金制度とは別に地方団体関係団体の職員に対する年金制度が設けられた。

なお、地方団体関係団体の職員である組合員期間と地方公務員である組合員期間とは、不通算とされていた。

- (10) 昭和 59 年 4 月 1 日に地方公務員共済組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、地方公務員共済組合連合会が設けられた。地方公務員共済組合連合会は、平成 2 年 4 月、当初加入していなかった公立学校共済組合及び警察共済組合の加入により、すべての地方公務員共済組合をもって組織されることとなった。

また、地方公務員共済組合連合会の設立にあわせて、既に設けられていた市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会を解散するとともに、すべての市町村職員共済組合及びすべての都市職員共済組合をもって組織す

る全国市町村職員共済組合連合会が設けられた。

(11) 昭和 60 年 5 月 1 日に公布された国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）により、昭和 61 年 4 月 1 日から国民年金制度が国民共通の基礎年金を支給する制度に改められ、地方公務員共済組合の組合員等についても基礎年金の制度を適用することとされた。これに伴い昭和 60 年 12 月 27 日に地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 108 号）が公布され、地方公務員等共済組合が支給する年金は、基礎年金と併せて支給する給料比例の年金として再編成された。また、この法律により、従来、不通算とされていた地方団体関係団体の職員である組合員期間と地方公務員である組合員期間とを相互に通算することとされた。

(12) 平成 12 年 4 月 1 日からは、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）により、地方公務員等共済組合法が適用されていた社会保険関係事務又は職業安定関係事務に従事する地方事務官については、厚生事務官及び労働事務官として国家公務員共済組合法を適用することとされた。

(13) 平成 16 年 6 月 23 日に公布された地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 132 号）により、地方公務員共済組合と国家公務員共済組合の長期給付について、両制度の保険料率を段階的に引き上げることに  
より平成 21 年度に統一するとともに、平成 16 年 10 月から両制度間の財政調整の仕組みを導入することとされた。

また、平成 19 年 4 月 1 日から、これまで市町村職員共済組合及び都市職員共済組合において行われていた長期給付事業を、全国市町村職員共済組合連合会に集約し、一元的に処理することとされた。

(14) 平成 24 年 8 月 22 日に公布された被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）により、平成 26 年 12 月から指定都市職員共済組合は全国市町村職員共済組合連合会に加入することとされた（ただし、長期給付事業の一元的処理については、平成 27 年 10 月から実施することとされた。）。

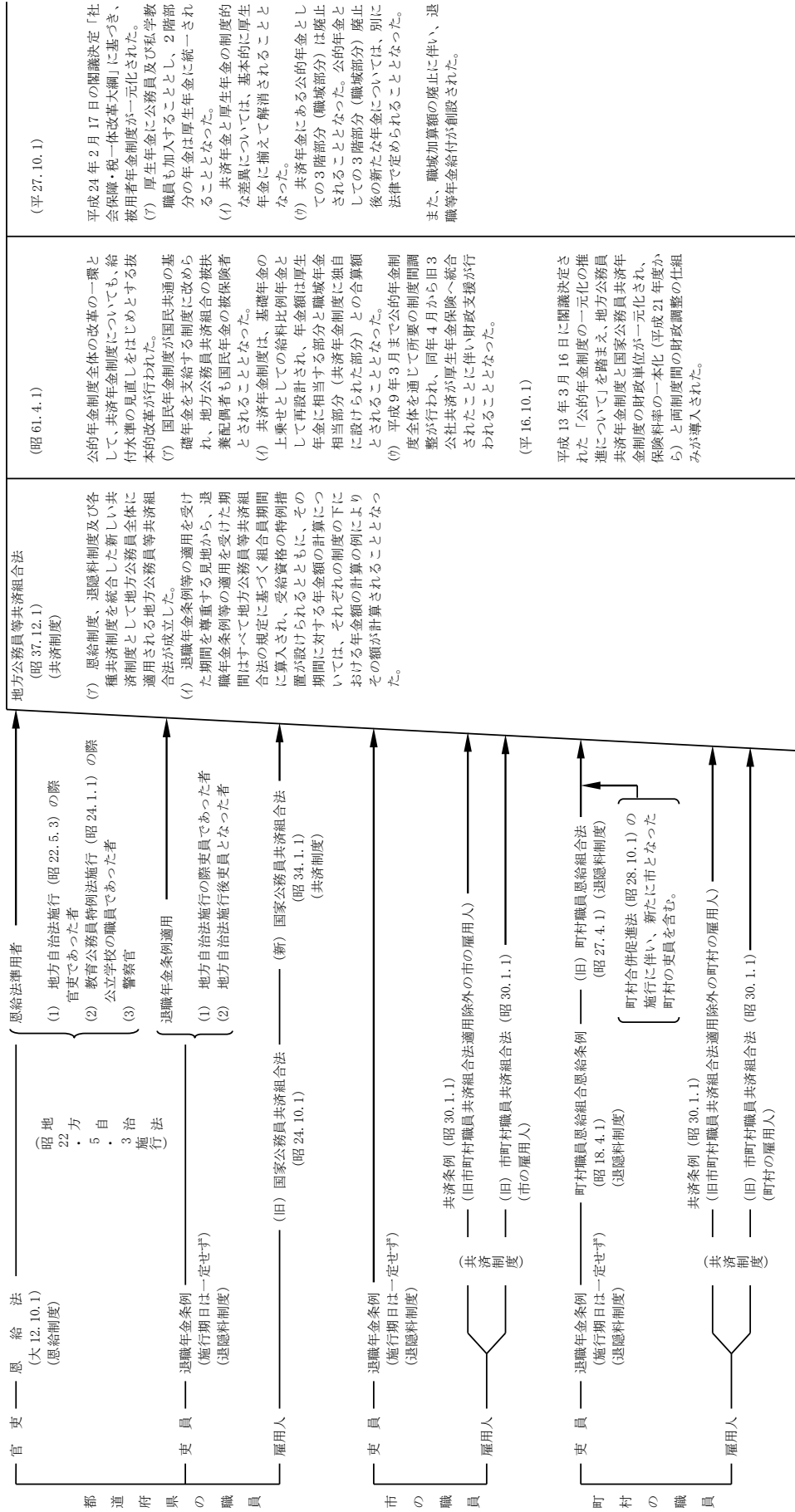
また、この法律により、平成 27 年 10 月 1 日から、厚生年金と共済年金に分

かれていた被用者年金制度を厚生年金制度に統一することとされ、共済年金に係る規定の削除、共済年金にある公的年金としての職域部分の廃止等の措置が講じられた。あわせて、廃止後の新たな年金については、平成 24 年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、職域加算額の廃止と同時に設けることとされた。

- (15) 平成 24 年 11 月 26 日に公布された地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 97 号）により、退職等年金給付を設けることとされた。



# 地方公務員の退職年金制度の沿革 (略表)



(平27.10.1)

平成24年2月17日の閣議決定「社会保障・税一体改革大綱」に基づき、被用者年金制度が一元化された。

(7) 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一されることとなった。

(4) 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消されることとなった。

(9) 共済年金にある公的年金としての3階部分 (職域部分) は廃止されたこととなった。公的年金としての3階部分 (職域部分) 廃止後の新たな年金については、別に法律で定められることとなった。

また、職域加算額の廃止に伴い、退職等年金給付が創設された。

## 2 社会保障協定の状況

国際的な人的交流の活発化に伴い、在留邦人等が外国の滞在期間中に日本と外国の年金制度等に二重加入し、保険料を負担しなければならないなどの問題が生じていることから、これを回避するため日本と下表の協定締結相手国との間で社会保障に関する協定が締結され、この協定を実施するために必要な法の特例等を定める法律が制定されている。当初は、協定締結相手国ごとに特例法を定めていたが、社会保障協定に係る法制の簡素化及び円滑な実施を図るため関係諸法を統合し、平成 20 年 3 月に「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成 19 年法律第 104 号)」が施行された。

協定締結相手国	協定の範囲		協定の発効日
	年金	医療	
ドイツ連邦共和国	○		平成 12 年 2 月 1 日
イギリス	○		平成 13 年 2 月 1 日
大韓民国	○		平成 17 年 4 月 1 日
アメリカ合衆国	○	○	平成 17 年 10 月 1 日
ベルギー	○	○	平成 19 年 1 月 1 日
フランス	○	○	平成 19 年 6 月 1 日
カナダ	○		平成 20 年 3 月 1 日
オーストラリア	○		平成 21 年 1 月 1 日
オランダ	○	○	平成 21 年 3 月 1 日
チェコ	○	○	平成 21 年 6 月 1 日
スペイン	○		平成 22 年 12 月 1 日
アイルランド	○		平成 22 年 12 月 1 日
ブラジル	○		平成 24 年 3 月 1 日
スイス	○	○	平成 24 年 3 月 1 日
ハンガリー	○	○	平成 26 年 1 月 1 日
インド	○		平成 28 年 10 月 1 日
ルクセンブルク	○	○	平成 29 年 8 月 1 日

### 3 地方議会議員の年金制度の沿革

地方公共団体の議会の議員（以下「地方議会議員」という。）に対する退職年金制度は昭和 36 年 6 月に地方議会議員互助年金法が施行され、都道府県、市又は町村の地方議会議員の区分ごとにその任意加入による互助会組織を設けることができることとし、これによって年金を支給する互助年金制度として発足した。

しかし互助年金制度は、地方公務員の統一的な年金制度が設けられる際にはこれに統合することを前提として設けられたので、昭和 37 年 12 月 1 日に法が施行された際に統合され、地方議会議員共済会（以下「共済会」という。）による年金制度が制定され、すべての地方議会議員がその適用を受けることとなった。

なお旧地方議会議員互助年金法に基づく都道府県議会議員互助会、市議会議員互助会及び町村議会議員互助会は、同一性をもって法に基づく都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会として存続することとされた。

その後、厳しい年金財政の状況に対応するため、平成 15 年 4 月 1 日から給付水準の原則 20% 引下げが行われ、平成 19 年 4 月 1 日から給付水準の原則 12.5% 引下げが行われた。また、平成 18 年 10 月 1 日から、市議会議員共済会と町村議会議員共済会の財政単位を一元化し、保険料率を一本化するとともに、両共済会の給付と負担の水準が等しくなるような財政調整を行うこととなった。

しかしながら、その後、市町村合併に伴う議員定数の削減が予想以上に進展したことに加え、行政改革に伴う議員定数及び議員報酬の削減が行われたため、さらに財政状況が悪化し、持続的な制度として存続させることが困難となったことから、平成 23 年 6 月 1 日をもって制度は廃止された。

## 第2 制度の改正等

### 1 制度の改正

平成29年度においては、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第213号）」、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第214号）」等により制度の改正が行われたが、主な改正内容は次のとおりである。

#### (1) 高額療養費の算定基準額等の見直し

70歳以上の組合員等に係る高額療養費の算定基準額について、①現役並み所得区分及び一般区分の外来療養に係る算定基準額の引上げ、②一般区分の外来療養に係る年間の高額療養費制度の創設、③一般区分の世帯合算に係る算定基準額の引き上げ及び多数回該当を創設する等の見直しが行われた。

#### (2) 年金受給資格期間の短縮

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）の施行に伴い、平成29年8月より、老齢基礎年金等の受給資格期間が「25年以上」から「10年以上」に短縮されたことから、旧職域加算額の支給要件等について所要の改正が行われた。

### 2 平成29年度における年金額の改定

平成28年平均の全国消費者物価指数は対前年比マイナス0.1%、対前年度比名目手取り賃金変動率はマイナス1.1%、マクロ経済スライドによる「スライド調整率」はマイナス0.5%となった。

平成29年度の年金額は、平成29年度の年金額改定に用いる物価変動率（マイナス0.1%）、名目手取り賃金変動率（マイナス1.1%）がともにマイナスで、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回るため、新規裁定年金・既裁定年金ともに物価変動率（マイナス0.1%）によって改定されることになった。

### 第3 制度の概要

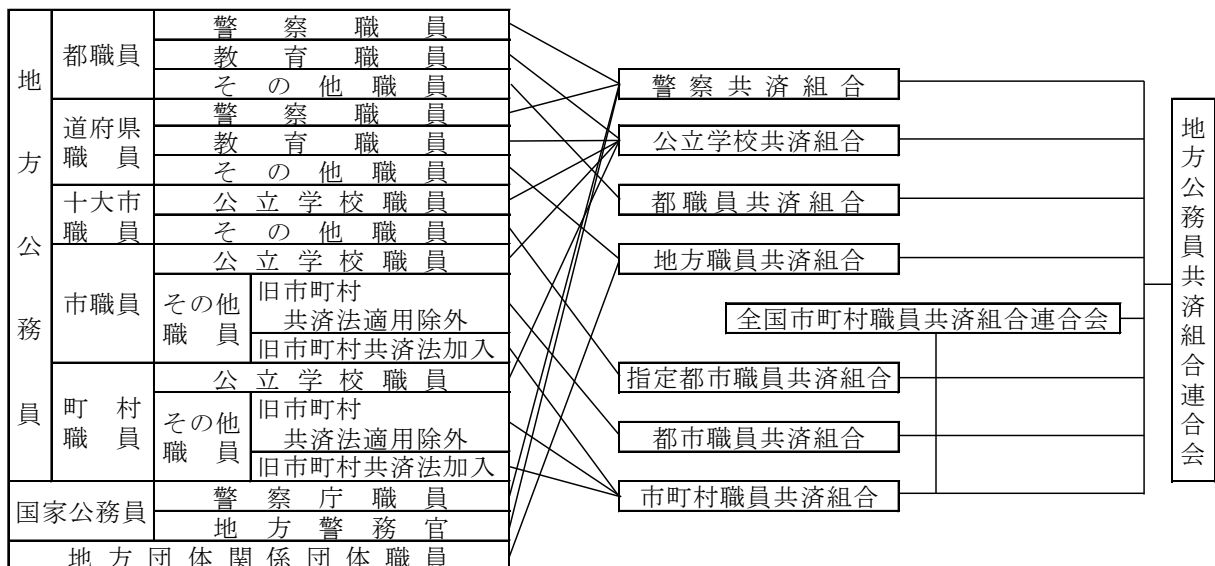
#### 1 地方公務員の共済組合制度の概要

組合は、地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して短期給付又は長期給付を行い、あわせて福祉事業を実施することにより、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の増進に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的として運営されている。

法に規定されている主な事項について、その概要を掲げれば、次のとおりである。

##### (1) 組 合

常時勤務に服することを要する地方公務員のうち、都道府県の職員については主としてその職種により、市町村の職員については主としてその所属する市町村の区分等により次表に示すようにそれぞれの職員をもって組織する組合が設けられている。



なお、国家公務員は、本来国家公務員共済組合法（以下「国共法」という。）の適用を受け国家公務員共済組合の組合員となるものであるが、都道府県警察に勤務する国家公務員及び警察庁の職員は、特例として警察共済組合の組合員とされている。

## (2) 全国市町村職員共済組合連合会

指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合（以下「構成組合」という。）の業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての指定都市職員共済組合、すべての市町村職員共済組合及びすべての都市職員共済組合をもって組織する全国市町村職員共済組合連合会（以下「市町村連合会」という。）が設けられており、次に掲げる事業を行っている。

ア 構成組合の長期給付に係る業務（基礎年金拠出金の負担に関する業務を含む。）のうち次に掲げる業務を行うこと。①長期給付の裁定又は決定及び支払 ②厚生年金保険給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金の積立て ③業務上の余裕金の管理及び運用 ④その他総務省令で定める業務

イ 構成組合の業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を構成組合に提供すること。

ウ 構成組合の短期給付、短期給付に要する財源の計算及び資産の管理が適切に行われるように、構成組合の事務の指導を行うこと。

エ 構成組合の短期給付の掛金に係る不均衡を調整するための交付金（調整交付金）を構成組合に交付する事業を行うこと。

オ 構成組合の短期給付の掛金に係る著しい不均衡を調整するための交付金（特別調整交付金）を構成組合に交付する事業を行うこと。

カ 構成組合が行う育児休業手当金及び介護休業手当金の事業の円滑な実施を図るため、育児休業手当金及び介護休業手当金に要する資金を構成組合に交付する事業を行うこと。

キ エからカまでに掲げる事業のほか、構成組合の短期給付に係る事業のうち共同して行うことが適当と認められるものとして政令で定める事業を行うこと。

ク 災害給付積立金の管理及び運用を行うこと。

ケ 福祉事業を行うこと。

コ その他その目的を達成するために必要な事業を行うこと。

なお、構成組合の長期給付事業は、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合については平成 19 年 4 月から、指定都市職員共済組合については平成 27 年 10 月から、市町村連合会において一元的に処理を行っている。

### (3) 地方公務員共済組合連合会

組合及び市町村連合会の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての組合及び市町村連合会をもって組織する地方公務員共済組合連合会（以下「地共済連合会」という。）が設けられており、次に掲げる事業を行っている。

ア 組合及び市町村連合会の長期給付に係る業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を組合及び市町村連合会に提供すること。

イ 組合及び市町村連合会の長期給付に係る業務に関し、実施機関との情報交換及び連絡調整を行うこと。

ウ 実施機関積立金及び退職等年金給付組合積立金の運用状況の管理に関する事務を行うこと。

エ 厚生年金保険給付調整積立金及び退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に関する事務を行うこと。

オ 厚生年金拠出金を納付し、又は厚生年金交付金を受け入れること。

カ 基礎年金拠出金を納付すること。

キ 退職等年金給付に係る付与率、基準利率、終身年金現価率、有期年金現価率並びに組合の退職等年金給付に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合を定めること。

ク 国家公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金を拠出し、又は国家公務員共済組合連合会からの財政調整拠出金を受け入れること。

ケ その他その目的を達成するために必要な事業を行うこと。

### (4) 組 合 員

職員となった者又は組合員とされる国の職員となった者は、その職員又は国の職員となった日から、その属する地方公共団体の区分又は職種により組織す

る組合の組合員の資格を取得し、また、組合又は地共済連合会及び市町村連合会（以下「連合会」という。）の役職員は、組合又は連合会の役職員となった日から、当該組合（地共済連合会の役職員については地方職員共済組合、市町村連合会の役職員については東京都市町村職員共済組合）の組合員の資格を取得する。組合員が死亡したとき又は退職したときは、その翌日から組合員の資格を喪失する。

#### (5) 標準報酬

標準報酬の等級及び月額、組合員の報酬月額に基づき標準報酬等級表によって区分され、各等級に対応する標準報酬の日額は、その月額の22分の1に相当する金額とする。

標準報酬は、次の方法により決定・改定される。

##### ア 定時決定

毎年7月1日において、現に組合員である者の同日前3月間（同日に継続した組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。

決定された標準報酬は、その年の9月1日から翌年の8月1日までの標準報酬とする。

##### イ 資格取得時決定

組合員の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在の報酬の額により標準報酬を決定する。

決定された標準報酬は、組合員の資格を取得した日からその年の8月31日（6月1日から12月31日までの間に組合員の資格を取得した者については、翌年の8月31日）までの標準報酬とする。

##### ウ 随時改定

組合員が継続した3月間（各月とも、報酬支払の基礎となった日数が、17日以上でなければならない。）に受けた報酬の総額を3で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となった報酬月額に比べて著しく高低を生じ、総務省令で定める程度に達したときは、その額を報酬月額として、その著しく高



低を生じた月の翌月から標準報酬を改定するものとする。

改定された標準報酬は、その年の8月31日(7月から12月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の8月31日)までの標準報酬とする。

#### エ 育児休業等終了時改定

育児休業等を終了した組合員が、当該育児休業等を終了した日(以下「育児休業等終了日」という。)において当該育児休業等に係る3歳に満たない子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3月間(育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。

改定された標準報酬は、育児休業等終了日の翌日から起算して2月を経過した日の属する月の翌月からその年の8月31日(7月から12月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の8月31日)までの標準報酬とする。

#### オ 産前産後休業終了時改定

組合は、産前産後休業を終了した組合員が、当該産前産後休業を終了した日(以下「産前産後休業終了日」という。)において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3月間(産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。

改定された標準報酬は、産前産後休業終了日の翌日から起算して2月を経過した日の属する月の翌月からその年の8月31日(7月から12月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の8月31日)までの標準報酬とする。

カ 組合員の報酬月額がア、イ、エ、オによって算定することが困難であるとき、又はア～オによって算定するとすれば著しく不当であるときは、これらにかかわらず、同様の職務に従事する職員の報酬月額その他の事情を考慮して組合が適当と認めて算定する額をこれらの規定による当該組合員の報酬月額とする。

(6) 標準期末手当等の額

組合は、組合員が期末手当等を受けた月において、その月に当該組合員が受けた期末手当等の額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準期末手当等の額を決定する。

(7) 給 付

組合は、組合員又は被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業（被扶養者を除く。）又は災害に関して短期給付を行うほか、これらの法定給付に準ずる短期給付として附加給付を行い、また、組合員の退職、障害又は死亡に関して長期給付を行っている。

ア 短期給付

短期給付には、法定給付と附加給付がある。

(ア) 法定給付には、次の 15 種類がある。

- 保健給付……………①療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費  
②家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費  
③高額療養費及び高額介護合算療養費 ④出産費  
⑤家族出産費 ⑥埋葬料 ⑦家族埋葬料  
休業給付……………⑧傷病手当金 ⑨出産手当金 ⑩休業手当金 ⑪育児休業手当金 ⑫介護休業手当金  
災害給付……………⑬弔慰金 ⑭家族弔慰金 ⑮災害見舞金

(イ) 附加給付は、前記の法定給付に準じてそれぞれの組合の定款で定めるところにより、実施するものとされている。

イ 長期給付

長期給付には、次の 6 種類がある。

厚生年金保険給付……①老齢厚生年金

②障害厚生年金及び障害手当金

③遺族厚生年金

退職等年金給付……④退職年金

⑤公務障害年金

⑥公務遺族年金

なお、昭和 61 年 3 月 31 日以前の退職、障害又は死亡等については、改正前の法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、脱退一時金、障害年金、障害一時金、遺族年金、通算遺族年金及び特例死亡一時金があり、平成 27 年 9 月 30 日以前の退職、障害又は死亡等については、改正前の法による退職共済年金、障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金がある。

#### (8) 福祉事業

組合（市町村連合会を含む。）は、組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる福祉事業を行うことができる。

ア 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業

イ 組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営

ウ 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け

エ 組合員の貯金の受入れ又はその運用

オ 組合員の臨時の支出に対する貸付け

カ 組合員の需要する生活必需物資の供給

キ その他組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの

#### (9) 費用の負担

組合が短期給付、長期給付及び福祉事業を行うために必要な財源は、組合員の掛金並びに地方公共団体（国家公務員である組合員については国、職員団体の専従職員である組合員については職員団体及び地方公共団体、組合又は連合会の役職員である組合員については組合又は連合会）の負担金である。ただし、育児休業をしている組合員は、当該育児休業に係る子が 3 歳に達する日までの期間、申出に基づき掛金が免除されるとともに、これらの金額に相当する地方

公共団体の負担金が免除される。

ア 短期給付に要する費用については、組合員と地方公共団体の折半負担とされている。また、育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用のうち、当該事業年度において負担する育児休業手当金及び介護休業手当金の額に政令で定める割合（100分の12.5）を乗じて得た額を地方公共団体が負担することとされている（当分の間、特例措置により100分の6.875。）。

イ 厚生年金保険給付に要する費用については、基礎年金拠出金に要する費用の額の2分の1に相当する額を地方公共団体が負担することとし、残りの費用については厚生年金被保険者と地方公共団体の折半負担とされている。

ウ 退職等年金給付に要する費用については、組合員と地方公共団体の折半負担とされている。

エ 福祉事業に要する費用については、組合員と地方公共団体の折半負担とされている。

また、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、各年度の組合の短期給付事務に要する費用の2分の1に100分の75を乗じて得た額と組合の長期給付事務に要する費用（退職等年金給付に係る事務に要する費用を除く。）の2分の1に100分の60を乗じて得た額の合算額を地方公共団体の負担とし、その他必要な資金を主務大臣の定める範囲内において組合が短期経理及び長期経理から繰り入れることとされている。

なお、短期給付に要する費用及び長期給付に要する費用は、次に掲げる方法により算定することとされている。

(ア) 短期給付

……その事業年度における費用の予想額と、掛金及び負担金の額とが等しくなるように、いわゆる自然保険料方式により定める。

(イ) 厚生年金保険給付

……厚生年金保険事業に要する費用は、保険料をもって充てる。

なお、厚生年金保険事業の財政は、長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失うと見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならないこととされて

おり、政府は、少なくとも5年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による保険給付に要する費用の額その他の厚生年金保険事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間（財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね100年間）における見通しを作成しなければならないこととされている。

(ウ) 退職等年金給付

……将来にわたるその費用の予想額の現価に相当する額から将来にわたる掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額を控除した額として政令で定めるところにより計算した額と国共法に規定する国の積立基準額との合計額と、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額と国の退職等年金給付積立金の額との合計額とが、将来にわたって均衡を保つことができるように定める。

(10) 継続長期組合員

組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて、沖縄振興開発金融公庫又は政令で定める法人に使用される者（役員及び非常勤の者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合には、法の長期給付に関する適用については、その者の退職はなかったものとみなされ、その者は、当該公庫等職員として在職している間、引き続き転出の際所属していた組合の組合員であるものとされる。

なお、継続長期組合員に係る「業務」は「公務」とみなされ、また、地方公共団体が負担すべき長期給付に係る負担金は当該公庫等が負担するものとされている。

継続長期組合員は、転出の日から起算して5年を経過したとき、引き続き公庫等職員として在職しなくなったとき、死亡したときは、その翌日から継続長期組合員の資格を喪失する。

(11) 任意継続組合員

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者が、その退職の日から起算して20日を経過する日（正当な理由があると組合が認めた場合には、

その認めた日)までに引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することを希望する旨を組合に申し出たときは、任意継続組合員の資格を取得し、短期給付及び福祉事業に係る部分のうち休業手当金等の一部が適用除外されるほかは、組合員であるとみなされ、それぞれの給付等が適用される。

なお、任意継続組合員に係る任意継続掛金は、当該組合の短期給付に係る組合員の掛金及び地方公共団体の負担金の合算額に相当するものとされている。

任意継続組合員が資格取得後2年を経過したとき、死亡したとき、掛金を払い込まなかったとき、組合員となったとき、任意継続組合員でなくなことを希望する旨を申し出たとき、後期高齢者医療の被保険者等となったときは、その資格を喪失する。

#### (12) 特例継続組合員

地方公務員法の一部を改正する法律(昭和56年法律第92号)の公布の日(昭和56年11月20日)において現に組合員であった者で、地方公務員法第28条の2第1項の規定に基づく条例で定める日(定年退職日)まで引き続く組合員が、条例で定める日に退職した場合において、組合員期間が10年以上であり、かつ、退職共済年金を受ける権利を有しない者が、当該退職に係る組合に対し退職の日の翌日から起算して6月を経過する日(正当な理由があると組合が認めた場合には、その認めた日)までに申し出たときは、特例継続組合員の資格を取得し、長期給付の規定の適用については当該退職はなかったものとみなされる。

#### (13) 地方公務員共済組合が支給する年金の年額の改定

##### ア 法の適用を受けた地方公務員に係る年金

法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「施行法」という。)の規定による退職年金、退職共済年金等の年額の改定に関する法令の規定によりその年額が改定される。

##### イ 国共法の適用を受けた都道府県の職員に係る年金

施行法第3条の2の2の規定により、国共法の規定による退職年金等に関する法令の改正により当該退職年金等の年額が改定される場合にその改定の例により、その年額が改定される。

ウ 旧町村職員恩給組合恩給条例の適用を受けた市町村の吏員に係る年金  
施行法第3条の3の規定により、恩給に関する法令の改定により恩給の年額が改定された場合にその改定の例により、その年額が改定される。

エ 旧市町村職員共済組合法の適用を受けた市町村の雇用人に係る年金  
施行法第3条の4の規定により、旧国家公務員共済組合法の規定による退職年金等の年額の改定に関する法令の改正により当該退職年金等の年額が改定された場合にその改定の例により、その年額が改定される。

(14) 派遣職員に関する法の適用

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。）に基づく派遣職員については、引き続き派遣された日の前日まで所属していた地方公務員共済組合の組合員として、法の規定が全面適用されることとなっている。

また、派遣法に基づく退職派遣者の法の適用にあたっては、法第140条第1項に規定する公庫等職員とみなして継続長期組合員と同様の取り扱いをすることとされている。

(15) 地方独立行政法人の職員に関する法の適用

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の職員については、その設立団体の職員を組合員とする共済組合のうちいずれか一の組合の組合員となるものとされている。

また、職員引継一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人であって同項の規定により設立団体の職員が当該移行型一般地方独立行政法人の職員となったものをいう。）、定款変更一般地方独立行政法人（特定地方独立行政法人が定款変更により一般地方独立行政法人となったものをいう。）及び職員引継等合併一般地方独立行政法人（新設合併によって設立された一般地方独立行政法人であって、合併前の法人が職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人、これらの法人の新設合併により設立された法人等、その役職員が法第2条1項第1号の職員とみなされる法人のみであったものをいう。）の役職員については、法に規定する職員とみなして、特定地方独立行政法人の職員と同様、法の規定の

適用を受けるものとされている。

一方、地方独立行政法人法第 55 条に規定する一般地方独立行政法人（職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人を除く。）は、法第 144 条の 3 第 1 項に規定する団体とされ、その職員は地方職員共済組合（団体共済部）の組合員となるものとされている。

## 2 地方団体関係団体職員の年金制度等の概要

地方職員共済組合（団体共済部）（昭和 57 年 4 月 1 日前は、地方団体関係団体職員共済組合であった。以下「団体共済部」という。）は、法第 144 条の 3 第 1 項に規定する団体（以下「地方団体関係団体」という。）に勤務する職員に対し、地方公務員の長期給付に準ずる給付を行い、あわせて福祉事業を実施することによりこれらの職員及びその遺族の生活の安定と福祉増進に寄与するとともに、地方団体関係団体の事業の円滑な運営に資することを目的として運営されている。

法に規定されている主な事項についてその概要を掲げれば、次のとおりである。

### (1) 地方団体関係団体

地方団体関係団体については、法において次の各号に掲げる団体とされている。

ア 地方自治法第 263 条の 3 第 1 項に規定する連合組織で同項の規定による届出をしたもの（知事会、市長会等の地方 6 団体がこれに該当する。）

イ 地方自治法第 263 条の 2 第 1 項に規定する公益的法人（市有物件災害共済会等がこれに該当する。）

ウ 国民健康保険団体連合会で都道府県の区域をその区域とするもの

エ 地方公共団体の職員を被保険者とする健康保険組合

オ 地方公務員災害補償基金

カ 消防団員等公務災害補償等共済基金

キ 水害予防組合

ク 地方住宅供給公社

ケ 地方道路公社



コ 土地開発公社

サ 一般地方独立行政法人（職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人を除く。）

(2) 団体組合員

地方団体関係団体の職員又は団体共済部の役職員となった者は、その職員等となった日から団体組合員の資格を取得し、団体組合員が死亡したとき又は退職したときは、その翌日から団体組合員の資格を喪失する。

(3) 給 付

団体共済部は、団体組合員の退職、障害又は死亡に関し、次に掲げる 6 種類の給付を行うが短期給付は行わないものとされている。

厚生年金保険給付……①老齢厚生年金

②障害厚生年金及び障害手当金

③遺族厚生年金

退職等年金給付……④退職年金

⑤公務障害年金

⑥公務遺族年金

なお、昭和 61 年 3 月 31 日以前の退職、障害又は死亡等については、改正前の法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、脱退一時金、障害年金、障害一時金、遺族年金、通算遺族年金及び特例死亡一時金があり、平成 27 年 9 月 30 日以前の退職、障害又は死亡等については、改正前の法による退職共済年金、障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金がある。

(4) 福祉事業

団体共済部は、団体組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる福祉事業を行うことができる。

ア 団体組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査、その他の健康の保持増進のための必要な事業

イ 団体組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営

ウ 団体組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け

エ 団体組合員の貯金の受入れ又はその運用

- オ 団体組合員の臨時の支出に対する貸付け
- カ 団体組合員の需要する生活必需物資の供給
- キ その他団体組合員の福祉の増進に資する事業で地方職員共済組合の定款で定めるもの

#### (5) 費用の負担

団体共済部が厚生年金保険給付に要する費用については、基礎年金拠出金に要する費用の額の2分の1に相当する額を公経済の主体である地方公共団体が負担することとし、残りの費用については団体組合員と地方団体関係団体の折半負担とされている。

福祉事業に要する費用については、団体組合員と地方団体関係団体の折半負担とされている。

また、団体共済部の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用（退職等年金給付に係る事務に要する費用を除く。）については、全額を地方公共団体が負担することとされているが、平成16年度以降においては、事務に要する費用に100分の60を乗じて得た額を地方公共団体の負担とし、その他必要な資金を総務大臣の定める範囲内において長期経理から繰り入れることとされている。

### 3 地方議会議員の年金制度の概要

共済会は、地方議会議員及びその遺族の生活の安定に資するため、地方議会議員の退職、公務傷病及び死亡について年金及び一時金を支給することを目的として運営されていた。

なお、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成23年法律第56号。以下「廃止法」という。）により、平成23年6月1日をもって地方議会議員年金制度が廃止され、これに伴う経過措置が設けられている。

法及び廃止法に規定されている主な事項について、その概要を掲げれば、次のとおりである。

#### (1) 共 済 会

ア 制度廃止前（平成23年5月31日まで）

次の各号に掲げる区分に従って、地方議会議員をもって組織する共済会が設けられている。

- (ア) 都道府県の議会の議員……………都道府県議会議員共済会
- (イ) 市（特別区を含む。）の議会の議員……………市議会議員共済会
- (ウ) 町村の議会の議員……………町村議会議員共済会

イ 制度廃止後（平成 23 年 6 月 1 日以後）

共済会は、制度廃止に伴う経過措置としての給付を行うため、それぞれ都道府県議会議員存続共済会、市議会議員存続共済会及び町村議会議員存続共済会（以下「存続共済会」という。）として存続するものとし、業務が全て終了したときに解散することとされている。

(2) 給 付

ア 制度廃止前（平成 23 年 5 月 31 日まで）

共済会が行う給付は、退職年金、退職一時金、公務傷病年金、遺族年金及び遺族一時金の 5 種類である。

イ 制度廃止後（平成 23 年 6 月 1 日以後）

存続共済会が行う給付は、旧退職年金、旧退職一時金、代替退職一時金、旧公務傷病年金、旧遺族年金及び旧遺族一時金並びに特例退職年金、特例退職一時金、特例公務傷病年金、特例遺族年金及び特例遺族一時金である。

なお、廃止法による給付の主な経過措置について、その概要を掲げれば、次のとおりである。

(ア) 制度廃止時の議員退職者に係る給付

制度廃止時に既に議員を退職して退職年金の給付事由が生じている者については、廃止前の制度による退職年金の給付を継続することとされている。

(イ) 制度廃止時の現職議員に係る給付

a 在職 12 年以上の場合

制度廃止時（平成 23 年 6 月 1 日）の現職議員のうち、その時点で退職年金の受給資格を満たす在職 12 年以上の議員については、①廃止前の制度による退職年金の支給、又は②掛金及び特別掛金の総額の 80%の退職一

時金の支給、のいずれかを選択できるとされている。

b 在職 12 年未満の場合

制度廃止時の現職議員のうち、退職年金の受給資格を満たさない在職 12 年未満の議員については、掛金及び特別掛金の総額の 80%の退職一時金を給付することとされている。

※ 平成 23 年 1 月から 5 月までに退職した者

制度廃止の方針決定後の平成 23 年 1 月から 5 月までに退職した者については、退職時に退職年金の受給資格を満たす在職 12 年以上の議員については a、退職時に退職年金の受給資格を満たさない在職 12 年未満の議員については b の取扱いによることとされている。

(ウ) 退職年金に係る給付の引下げ及び支給停止措置

a 退職年金の給付の引下げ

退職年金の年額が 200 万円を超えるときには、当該超える額の 10%を引き下げるものとされている。

b 高額所得者に対する支給停止措置

退職年金の年額と前年の退職年金等を除く所得金額（住民税の課税総所得金額ベース）との合計額が 700 万円を超えるときには、当該超える額の 2 分の 1 に相当する金額の支給を停止するとともに、最低保障額（改正前：190.4 万円）を廃止することとされている。

(エ) 公務傷病年金及び遺族年金の取扱い

公務傷病年金及び遺族年金は、廃止前の制度を基本として、給付を行うこととされている。

(3) 費用の負担

ア 制度廃止前（平成 23 年 5 月 31 日まで）

共済会が給付を行うために必要な費用は、地方議会議員の掛金及び特別掛金をもって充てられるほか、共済会の収支の状況を勘案して地方公共団体が負担することとされていた。

また、共済会の事務に要する費用は、地方公共団体がその全額を負担することとされていた。

イ 制度廃止後（平成 23 年 6 月 1 日以後）

給付に要する費用については、存続共済会が保有する残余の積立金を除き、地方公共団体が負担することとされており、平成 29 年度における負担率は、都道府県議会議員存続共済会が標準報酬月額 100 分の 21.2、市議会議員存続共済会及び町村議会議員存続共済会が標準報酬月額 100 分の 39.7 とされている。

また、存続共済会の事務に要する費用は、引き続き、地方公共団体がその全額を負担することとされている。

(4) 年金額の改定

昭和 48 年度までは実施されていなかったが、昭和 49 年度からは、全国消費者物価指数等の変動に応じて政令で定めるところにより増額又は減額改定が行われている（制度廃止後も同様）。

## 第4 事業の概要

### I 地方公務員共済組合の事業の概要

#### 〔I〕 組合及び組合員の概況

##### 1 組合等の数

平成29年度末の組合数は、地方職員共済組合1、公立学校共済組合1、警察共済組合1、東京都職員共済組合1、指定都市職員共済組合10、市町村職員共済組合47及び都市職員共済組合3の合計64組合であり、その支部の数は、地方職員共済組合47、公立学校共済組合47及び警察共済組合49の合計143支部である（第1表参照）。

また、連合会の数は、地方公務員共済組合連合会1及び全国市町村職員共済組合連合会1である。

第1表 組合数と支部数の状況

組合名	年度		
	平成29年度末	平成28年度末	前年度との比較増減
地方職員共済組合	1 ( 47 )	1 ( 47 )	0 ( 0 )
公立学校共済組合	1 ( 47 )	1 ( 47 )	0 ( 0 )
警察共済組合	1 ( 49 )	1 ( 49 )	0 ( 0 )
東京都職員共済組合	1	1	0
指定都市職員共済組合	10	10	0
市町村職員共済組合	47	47	0
都市職員共済組合	3	3	0
計	64 ( 143 )	64 ( 143 )	0 ( 0 )

(注) 1 ( )内の数は、支部数である。

## 2 組合員数

平成 29 年度末現在の組合員数は、短期給付適用は 2,875,131 人、長期給付適用は 2,847,467 人であり、それぞれの内訳は、短期給付適用が、一般組合員 2,423,832 人（短期給付適用者全体の 84.3%）、地方公共団体の長である組合員 1,775 人（同 0.1%）、特定消防組合員 151,700 人（同 5.3%）、船員一般組合員 1,827 人（同 0.1%）、特定警察組合員 254,230 人（同 8.8%）及び任意継続組合員 41,767 人（同 1.5%）である。長期給付適用は、一般組合員 2,423,834 人（長期給付適用者全体の 85.1%）、地方公共団体の長である組合員 1,783 人（同 0.1%）、特定消防組合員 151,700 人（同 5.3%）、長期組合員 13,014 人（同 0.5%）、船員一般組合員 1,827 人（同 0.1%）、継続長期組合員 1,079 人（同 0.0%）及び特定警察組合員 254,230 人（同 8.9%）である。

これをそれぞれ前年度と比較すると、短期給付適用は総数で 3,009 人増加（0.1%増）しており、その内訳は、一般組合員 5,901 人増、地方公共団体の長である組合員 5 人減、特定消防組合員 123 人増、船員一般組合員 4 人減、特定警察組合員 1,243 人増及び任意継続組合員 4,249 人減となっている。長期給付適用は総数で 7,460 人増加（0.3%増）しており、その内訳は、一般組合員 5,899 人増、地方公共団体の長である組合員 2 人減、特定消防組合員 123 人増、長期組合員 148 人増、船員一般組合員 4 人減、継続長期組合員 53 人増、特定警察組合員 1,243 人増となっている。

また、男女別の数は、短期給付適用は男子組合員 1,731,820 人（短期給付適用者全体の 60.2%）、女子組合員 1,143,311 人（同 39.8%）であり、前年度と比較すると、男子組合員が 7,390 人減少、女子組合員は 10,399 人増加している。長期給付適用は男子組合員 1,714,182 人（長期給付適用者全体の 60.2%）、女子組合員 1,133,285 人（同 39.8%）であり、前年度と比較すると男子組合員が 4,158 人減少、女子組合員は 11,618 人増加している（第 2 表その(一)参照）。

なお、組合別に男子組合員の割合をみると、短期給付適用は、地方職員共済組合が 63.5%、警察共済組合が 87.0%、指定都市職員共済組合が 67.0%及び市町村職員共済組合が 61.4%で、これらの組合は短期給付適用全体の平均 60.2%より高くなっているが、公立学校共済組合の 48.7%、東京都職員共済組

合の 60.1%及び都市職員共済組合の 57.6%はこの平均より低くなっている。  
 長期給付適用は、地方職員共済組合が 63.0%、警察共済組合が 87.0%及び全  
 国市町村職員共済組合連合会が 62.0%で、これらの組合は長期給付適用全体の  
 平均 60.2%より高くなっているが、公立学校共済組合の 48.6%はこの平均よ  
 り低くなっている（第 2 表その（二）参照）。

第 2 表 組合員数の状況

その(一) 組合員種別

(短期給付適用)

区分 組合員の種類		平成 29 年度 末		平成 28 年度 末		増 減	
		組合員数	割 合	組合員数	割 合	組合員数	伸び率
一 般 組 合 員		人	%	人	%	人	%
	男	1,324,658	46.1	1,328,882	46.3	△ 4,224	△ 0.3
	女	1,099,174	38.2	1,089,049	37.9	10,125	0.9
	計	2,423,832	84.3	2,417,931	84.2	5,901	0.2
地方公共団体の 長である組合員	男	1,746	0.1	1,752	0.1	△ 6	△ 0.3
	女	29	0.0	28	0.0	1	3.6
	計	1,775	0.1	1,780	0.1	△ 5	△ 0.3
特定消防組合員	男	147,526	5.1	147,576	5.1	△ 50	△ 0.0
	女	4,174	0.1	4,001	0.1	173	4.3
	計	151,700	5.3	151,577	5.3	123	0.1
船員一般組合員	男	1,815	0.1	1,817	0.1	△ 2	△ 0.1
	女	12	0.0	14	0.0	△ 2	△ 14.3
	計	1,827	0.1	1,831	0.1	△ 4	△ 0.2
特定警察組合員	男	230,518	8.0	230,566	8.0	△ 48	△ 0.0
	女	23,712	0.8	22,421	0.8	1,291	5.8
	計	254,230	8.8	252,987	8.8	1,243	0.5
任意継続組合員	男	25,557	0.9	28,617	1.0	△ 3,060	△ 10.7
	女	16,210	0.6	17,399	0.6	△ 1,189	△ 6.8
	計	41,767	1.5	46,016	1.6	△ 4,249	△ 9.2
合 計	男	1,731,820	60.2	1,739,210	60.6	△ 7,390	△ 0.4
	女	1,143,311	39.8	1,132,912	39.4	10,399	0.9
	計	2,875,131	100.0	2,872,122	100.0	3,009	0.1



## (長期給付適用)

区分 組合員の種類		平成 29 年度 末		平成 28 年度 末		増 減	
		組合員数	割 合	組合員数	割 合	組合員数	伸び率
		人	%	人	%	人	%
一 般 組 合 員	男	1,324,698	46.5	1,328,886	46.8	△ 4,188	△ 0.3
	女	1,099,136	38.6	1,089,049	38.3	10,087	0.9
	計	2,423,834	85.1	2,417,935	85.1	5,899	0.2
地方公共団体の 長である組合員	男	1,754	0.1	1,757	0.1	△ 3	△ 0.2
	女	29	0.0	28	0.0	1	3.6
	計	1,783	0.1	1,785	0.1	△ 2	△ 0.1
特定消防組合員	男	147,526	5.2	147,576	5.2	△ 50	△ 0.0
	女	4,174	0.1	4,001	0.1	173	4.3
	計	151,700	5.3	151,577	5.3	123	0.1
長 期 組 合 員	男	6,854	0.2	6,768	0.2	86	1.3
	女	6,160	0.2	6,098	0.2	62	1.0
	計	13,014	0.5	12,866	0.5	148	1.2
特定消防長期 組 合 員	男	-	-	-	-	-	-
	女	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-
船員一般組合員	男	1,815	0.1	1,817	0.1	△ 2	△ 0.1
	女	12	0.0	14	0.0	△ 2	△ 14.3
	計	1,827	0.1	1,831	0.1	△ 4	△ 0.2
継続長期組合員	男	1,017	0.0	970	0.0	47	4.8
	女	62	0.0	56	0.0	6	10.7
	計	1,079	0.0	1,026	0.0	53	5.2
特定警察組合員	男	230,518	8.1	230,566	8.1	△ 48	△ 0.0
	女	23,712	0.8	22,421	0.8	1,291	5.8
	計	254,230	8.9	252,987	8.9	1,243	0.5
合 計	男	1,714,182	60.2	1,718,340	60.5	△ 4,158	△ 0.2
	女	1,133,285	39.8	1,121,667	39.5	11,618	1.0
	計	2,847,467	100.0	2,840,007	100.0	7,460	0.3

(注) 組合員の種別は次のとおりである。

- 1 「一般組合員」とは、以下に掲げる組合員以外の組合員である。
- 2 「地方公共団体の長である組合員」とは、都道府県知事又は市町村長である組合員である。
- 3 「特定消防組合員」とは、施行法第2条第1項第11号に規定する消防司令補、消防士長、若しくは消防士又は常勤の消防団員である消防組合員をいう。
- 4 「長期組合員」とは、法附則第29条第1項、令附則第43条第1項若しくは第45条第3項の規定により、又は令附則第44条第1項に規定する総務大臣の承認を得たことにより法の短期給付に関する規定（育児休業手当金・介護休業手当金に係る部分を除く。）の適用を受けない組合員及び法第144条の3に規定する団体組合員をいう。
- 5 「船員一般組合員」とは、船員保険法第17条の規定による船員保険の被保険者である組合員である。
- 6 「継続長期組合員」とは、法第140条第1項の規定により公庫等に転出した後も引き続き長期給付の規定の適用を受ける組合員である。
- 7 「特定警察組合員」とは、法第3条第1項第3号、第140条第1項及び第142条第1項に規定する職員（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第11条の規定により法第140条第1項に規定する公庫等職員とみなされる者を含む。）、法第142条第2項に規定する特定公庫等役員並びに法第141条に規定する組合役職員のうち、警部以下の階級にある警察官及び皇宮警部以下の階級にある皇宮護衛官である組合員をいう。
- 8 「任意継続組合員」とは、法第144条の2第1項の規定による申し出をした者である。

その（二） 組合別  
（短期給付適用）

組合名		区分	平成 29 年 度 末		平成 28 年 度 末		増 減	
			組 合 員 数	割 合	組 合 員 数	割 合	組 合 員 数	伸 び 率
			人	%	人	%	人	%
地 方 職 員 共 済 組 合	男 女 計		191,845	63.5	192,274	64.1	△ 429	△ 0.2
			110,107	36.5	107,881	35.9	2,226	2.1
			301,952	100.0	300,155	100.0	1,797	0.6
公 立 学 校 共 済 組 合	男 女 計		468,615	48.7	471,740	48.9	△ 3,125	△ 0.7
			494,583	51.3	493,566	51.1	1,017	0.2
			963,198	100.0	965,306	100.0	△ 2,108	△ 0.2
警 察 共 済 組 合	男 女 計		260,214	87.0	260,872	87.5	△ 658	△ 0.3
			38,981	13.0	37,414	12.5	1,567	4.2
			299,195	100.0	298,286	100.0	909	0.3
東 京 都 職 員 共 済 組 合	男 女 計		74,054	60.1	73,488	60.1	566	0.8
			49,221	39.9	48,692	39.9	529	1.1
			123,275	100.0	122,180	100.0	1,095	0.9
指 定 都 市 職 員 共 済 組 合	男 女 計		114,317	67.0	115,480	67.8	△ 1,163	△ 1.0
			56,377	33.0	54,954	32.2	1,423	2.6
			170,694	100.0	170,434	100.0	260	0.2
市 町 村 職 員 共 済 組 合	男 女 計		592,477	61.4	595,137	61.8	△ 2,660	△ 0.4
			371,697	38.6	368,402	38.2	3,295	0.9
			964,174	100.0	963,539	100.0	635	0.1
都 市 職 員 共 済 組 合	男 女 計		30,298	57.6	30,219	57.9	79	0.3
			22,345	42.4	22,003	42.1	342	1.6
			52,643	100.0	52,222	100.0	421	0.8
合 計	男 女 計		1,731,820	60.2	1,739,210	60.6	△ 7,390	△ 0.4
			1,143,311	39.8	1,132,912	39.4	10,399	0.9
			2,875,131	100.0	2,872,122	100.0	3,009	0.1

（長期給付適用）

組合名		区分	平成 29 年 度 末		平成 28 年 度 末		増 減	
			組 合 員 数	割 合	組 合 員 数	割 合	組 合 員 数	伸 び 率
			人	%	人	%	人	%
地 方 職 員 共 済 組 合	男 女 計		196,835	63.0	196,982	63.5	△ 147	△ 0.1
			115,420	37.0	113,135	36.5	2,285	2.0
			312,255	100.0	310,117	100.0	2,138	0.7
公 立 学 校 共 済 組 合	男 女 計		457,694	48.6	460,218	48.8	△ 2,524	△ 0.5
			484,761	51.4	483,547	51.2	1,214	0.3
			942,455	100.0	943,765	100.0	△ 1,310	△ 0.1
警 察 共 済 組 合	男 女 計		258,458	87.0	258,939	87.4	△ 481	△ 0.2
			38,767	13.0	37,208	12.6	1,559	4.2
			297,225	100.0	296,147	100.0	1,078	0.4
東 京 都 職 員 共 済 組 合	男 女 計		73,880	60.2	73,152	60.3	728	1.0
			48,754	39.8	48,185	39.7	569	1.2
			122,634	100.0	121,337	100.0	1,297	1.1
全 国 市 町 村 職 員 共 済 組 合 連 合 会	男 女 計		727,315	62.0	729,049	62.4	△ 1,734	△ 0.2
			445,583	38.0	439,592	37.6	5,991	1.4
			1,172,898	100.0	1,168,641	100.0	4,257	0.4
合 計	男 女 計		1,714,182	60.2	1,718,340	60.5	△ 4,158	△ 0.2
			1,133,285	39.8	1,121,667	39.5	11,618	1.0
			2,847,467	100.0	2,840,007	100.0	7,460	0.3

（注）1 地方職員共済組合には、団体共済部に係るものを含む。

### 3 被扶養者数

平成 29 年度末現在の被扶養者数は 2,669,468 人（短期非適用の組合員の被扶養者は含まない。）であり、前年度と比較すると 44,419 人減少している。

また、組合員（短期適用組合員 2,875,131 人）1 人当たりの被扶養者数は 0.93 人で、前年と比較すると 0.01 人減少している。

組合員 1 人当たりの被扶養者数が最も多いのは、警察共済組合の 1.29 人であり、反対に最も少ないのは、東京都職員共済組合の 0.75 人である（第 3 表参照）。

第 3 表 被扶養者数の状況

(短期給付適用)

区分 組合名	平成 29 年度末		平成 28 年度末		増 減		
	被扶養者数	組合員 1 人 当たり	被扶養者数	組合員 1 人 当たり	被扶養者数	伸び率	組合員 1 人 当たり
	人	人	人	人	人	%	人
地方職員共済組合	297,392	0.98	305,195	1.02	△ 7,803	△ 2.6	△ 0.04
公立学校共済組合	752,303	0.78	769,831	0.80	△ 17,528	△ 2.3	△ 0.02
警察共済組合	384,484	1.29	384,190	1.29	294	0.1	0.00
東京都職員共済組合	92,621	0.75	93,644	0.77	△ 1,023	△ 1.1	△ 0.02
指定都市職員共済組合	168,448	0.99	172,572	1.01	△ 4,124	△ 2.4	△ 0.02
市町村職員共済組合	927,666	0.96	941,526	0.98	△ 13,860	△ 1.5	△ 0.02
都市職員共済組合	46,554	0.88	46,929	0.90	△ 375	△ 0.8	△ 0.02
合 計	2,669,468	0.93	2,713,887	0.94	△ 44,419	△ 1.6	△ 0.01

#### 4 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額

平成 29 年度末現在の組合員の標準報酬の月額の総額は、短期給付適用が 1 兆 2,115 億円、長期給付適用が 1 兆 1,814 億円であり、それぞれ前年度の標準報酬の月額の総額と比較して、短期給付適用が 51 億円 (0.4%) 減、長期給付適用が 31 億円 (0.3%) 減となっている。これを組合員 1 人当たりの標準報酬の月額で見ると、短期給付適用 421,368 円、長期給付適用が 414,883 円となり、前年度の標準報酬の月額と比較して、短期給付適用が 2,211 円 (0.5%) 減、長期給付適用が 2,185 円 (0.5%) 減となっている。

また、標準期末手当等の総額は、短期給付適用が 4 兆 5,587 億円、長期給付適用が 4 兆 5,651 億円であり、長期給付適用について前年度の標準期末手当等の額と比較すると 568 億円 (1.3%) 増となっている。これを組合員 1 人当たりの標準期末手当等の額で見ると、短期給付適用が 1,585,556 円、長期給付適用が 1,603,208 円となり、長期給付適用について前年度と比較すると 15,797 円 (1.0%) 増となっている (第 4 表参照)。

## 第4表 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の状況

### その(一) 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額

(短期給付適用)

区分 組合名	平成29年度末		平成28年度末		増減			
	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	伸び率	標準期末手当等の額	伸び率
	千円	千円	千円	千円	千円	%	千円	%
地方職員共済組合	133,198,858	485,116,759	133,298,724	473,321,682	△ 99,866	△ 0.1	11,795,077	2.5
公立学校共済組合	407,633,608	1,633,461,004	410,679,958	1,612,917,471	△ 3,046,350	△ 0.7	20,543,533	1.3
警察共済組合	139,222,986	450,076,458	139,401,000	466,763,761	△ 178,014	△ 0.1	△ 16,687,303	△ 3.6
東京都職員共済組合	55,391,838	211,686,521	55,303,296	206,173,087	88,542	0.2	5,513,434	2.7
指定都市職員共済組合	75,431,480	282,010,808	75,970,250	276,258,288	△ 538,770	△ 0.7	5,752,520	2.1
市町村職員共済組合	378,858,758	1,419,492,377	380,039,122	1,391,610,981	△ 1,180,364	△ 0.3	27,881,396	2.0
都市職員共済組合	21,751,830	76,837,266	21,877,306	74,906,843	△ 125,476	△ 0.6	1,930,423	2.6
合計	1,211,489,358	4,558,681,193	1,216,569,656	4,501,952,113	△ 5,080,298	△ 0.4	56,729,080	1.3

(注) 1 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

(長期給付適用)

区分 組合名	平成29年度末		平成28年度末		増減			
	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	伸び率	標準期末手当等の額	伸び率
	千円	千円	千円	千円	千円	%	千円	%
地方職員共済組合	131,730,280	501,218,613	131,735,514	489,203,459	△ 5,234	0.0	12,015,154	2.5
公立学校共済組合	399,766,916	1,632,182,946	402,192,494	1,611,263,326	△ 2,425,578	△ 0.6	20,919,620	1.3
警察共済組合	136,648,228	449,283,715	136,536,982	465,392,181	111,246	0.1	△ 16,108,466	△ 3.5
東京都職員共済組合	54,015,242	210,823,278	53,776,498	205,514,610	238,744	0.4	5,308,668	2.6
全国市町村職員共済組合連合会	459,205,740	1,771,572,217	460,234,130	1,736,883,719	△ 1,028,390	△ 0.2	34,688,498	2.0
合計	1,181,366,406	4,565,080,769	1,184,475,618	4,508,257,295	△ 3,109,212	△ 0.3	56,823,474	1.3

(注) 1 地方職員共済組合には、団体共済部に係るものを含む。

2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

その（二） 組合員1人当たりの標準報酬の月額及び標準期末手当等の額  
（短期給付適用）

区分 組合名	平成29年度末		平成28年度末		増減			
	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	伸び率	標準期末手当等の額	伸び率
	円	円	円	円	円	%	円	%
地方職員共済組合	441,126	1,606,602	444,100	1,576,924	△ 2,974	△ 0.7	29,678	1.9
公立学校共済組合	423,209	1,695,873	425,440	1,670,887	△ 2,231	△ 0.5	24,986	1.5
警察共済組合	465,325	1,504,291	467,340	1,564,820	△ 2,015	△ 0.4	△ 60,529	△ 3.9
東京都職員共済組合	449,336	1,717,189	452,638	1,687,454	△ 3,302	△ 0.7	29,735	1.8
指定都市職員共済組合	441,911	1,652,142	445,746	1,620,911	△ 3,835	△ 0.9	31,231	1.9
市町村職員共済組合	392,936	1,472,237	394,420	1,444,271	△ 1,484	△ 0.4	27,966	1.9
都市職員共済組合	413,195	1,459,591	418,929	1,434,392	△ 5,734	△ 1.4	25,199	1.8
合計	421,368	1,585,556	423,579	1,567,465	△ 2,211	△ 0.5	18,091	1.2

（長期給付適用）

区分 組合名	平成29年度末		平成28年度末		増減			
	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	伸び率	標準期末手当等の額	伸び率
	円	円	円	円	円	%	円	%
地方職員共済組合	421,868	1,605,158	424,793	1,577,480	△ 2,925	△ 0.7	27,678	1.8
公立学校共済組合	424,176	1,731,842	426,157	1,707,272	△ 1,981	△ 0.5	24,570	1.4
警察共済組合	459,747	1,511,595	461,045	1,571,490	△ 1,298	△ 0.3	△ 59,895	△ 3.8
東京都職員共済組合	440,459	1,719,126	443,200	1,693,751	△ 2,741	△ 0.6	25,375	1.5
全国市町村職員共済組合連合会	391,514	1,510,423	393,820	1,486,242	△ 2,306	△ 0.6	24,181	1.6
合計	414,883	1,603,208	417,068	1,587,411	△ 2,185	△ 0.5	15,797	1.0

（注）1 地方職員共済組合には、団体共済部に係るものを含む。

## 〔Ⅱ〕 短期給付の概況

### 1 収支の状況

平成 29 年度の短期経理の収支は組合全体で、収入 2 兆 213 億円（前年度繰越支払準備金を含む。）に対し、支出 1 兆 9,873 億円（次年度繰越支払準備金を含む。）で、差引 340 億円の黒字決算となっている。なお、平成 28 年度は 1,136 億円の黒字決算であった（第 5 表その（一）参照）。

収入額について構成割合をみると、掛金（任意継続掛金を含む。）と負担金の合計額が 88.5%（前年度 88.8%）、利息及び配当金が 0.0%（同 0.1%）、その他の収入が 4.8%（同 4.4%）、前年度繰越支払準備金が 6.7%（同 6.7%）となっている。収入額について前年度と比較すると、全体では 39 億円（0.2%）減少しており、その内訳は、掛金・負担金 103 億円（0.6%）減、利息及び配当金 6 億円（44.7%）減、その他の収入 70 億円（7.7%）増、前年度繰越支払準備金 3 千万円（0.0%）増である。

次に、支出額の構成割合についても同様にみると、保健給付が 36.0%（前年度 37.8%）、休業給付が 5.1%（同 5.2%）、災害給付が 0.0%（同 0.1%）、附加給付が 0.5%（同 0.5%）、老人保健拠出金が 0.0%（同 0.0%）、退職者給付拠出金が 1.1%（同 1.2%）、前期高齢者納付金が 18.5%（同 17.6%）、後期高齢者支援金が 19.0%（同 17.9%）、その他の支出が 13.1%（同 12.6%）、次年度繰越支払準備金が 6.7%（同 7.1%）となっている。支出額について前年度と比較すると、全体では 757 億円（4.0%）増加しており、その内訳は、保健給付が 70 億円（1.0%）減、休業給付が 14 億円（1.4%）増、災害給付が 9 億円（62.2%）減、附加給付が 1 億円（0.8%）減、退職者給付拠出金が 8 億円（3.3%）減、前期高齢者納付金が 298 億円（8.8%）増、後期高齢者支援金が 355 億円（10.4%）増、その他の支出が 189 億円（7.8%）増である（第 5 表その（二）参照）。

また、組合員 1 人当たりの掛金及び負担金の年間収入額（年度末組合員で年間収入額を除いて得た額）は、前年度 626,267 円に対し、本年度は 622,028 円（前年度と比較して 0.7%減）である（第 5 表その（三）参照）。

## 第5表 短期経理の収支状況

### その（一） 組合別収支状況

組合名	区 分				収 入 (A)			
	平成29年度		平成28年度		増 減		増減率	
	千円		千円		千円		%	
地方職員共済組合	210,596,592		226,886,018		△ 16,289,426		△ 7.2	
公立学校共済組合	648,132,070		649,301,436		△ 1,169,366		△ 0.2	
警察共済組合	184,988,238		194,893,453		△ 9,905,215		△ 5.1	
東京都職員共済組合	82,092,778		81,966,848		125,929		0.2	
全国市町村職員共済組合連合会	43,858,949		44,807,740		△ 948,790		△ 2.1	
指定都市職員共済組合	128,073,830		123,339,760		4,734,070		3.8	
市町村職員共済組合	688,062,706		669,711,839		18,350,867		2.7	
都市職員共済組合	35,451,088		34,241,655		1,209,433		3.5	
合 計	2,021,256,249		2,025,148,749		△ 3,892,499		△ 0.2	

(注) 1 全国市町村職員共済組合連合会の収入額及び支出額は、災害給付経理、短期給付財政調整経理、  
2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

### その（二） 費用別収支状況

費目	区 分		収 入 (A)			
	平成29年度		平成28年度		増 減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	千円 %		千円 %		千円 %	
負担金	888,455,472	44.0	892,722,901	44.1	△ 4,267,428	△ 0.5
掛金	881,808,306	43.6	885,249,486	43.7	△ 3,441,180	△ 0.4
任意継続掛金	18,147,316	0.9	20,741,941	1.0	△ 2,594,625	△ 12.5
利息及び配当金	737,676	0.0	1,334,753	0.1	△ 597,077	△ 44.7
その他	96,998,741	4.8	90,024,492	4.4	6,974,248	7.7
小 計	1,886,147,511	93.3	1,890,073,574	93.3	△ 3,926,062	△ 0.2
前年度繰越支払準備金	135,108,738	6.7	135,075,175	6.7	33,563	0.0
合 計	2,021,256,249	100.0	2,025,148,749	100.0	△ 3,892,499	△ 0.2

(注) 1 収入額及び支出額には、全国市町村職員共済組合連合会の災害給付経理、短期給付財政調整経理、  
2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。



支 出 (B)				過不足額 (A) - (B)	
平成 29 年度	平成 28 年度	増 減	増減率	平成 29 年度	平成 28 年度
千円	千円	千円	%	千円	千円
217,338,695	204,384,942	12,953,753	6.3	△ 6,742,103	22,501,076
626,057,319	596,965,067	29,092,252	4.9	22,074,751	52,336,369
182,821,304	179,355,255	3,466,049	1.9	2,166,934	15,538,197
72,434,979	72,571,478	△ 136,499	△ 0.2	9,657,798	9,395,370
44,088,800	41,323,651	2,765,148	6.7	△ 229,850	3,484,088
126,531,225	125,033,125	1,498,100	1.2	1,542,605	△ 1,693,365
682,401,582	658,994,332	23,407,250	3.6	5,661,124	10,717,507
35,603,918	32,964,307	2,639,612	8.0	△ 152,831	1,277,348
1,987,277,822	1,911,592,158	75,685,664	4.0	33,978,428	113,556,591

短期給付特別財政調整経理及び育児・介護休業給付経理である。

区分 費目	支 出 (B)						差引額 (A)-(B)
	平成 29 年度		平成 28 年度		増 減		
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円
保 健 給 付	716,013,591	36.0	723,026,400	37.8	△ 7,012,810	△ 1.0	平成29年度
休 業 給 付	100,789,086	5.1	99,364,503	5.2	1,424,583	1.4	
災 害 給 付	550,290	0.0	1,456,280	0.1	△ 905,989	△ 62.2	
附 加 給 付	9,515,997	0.5	9,591,264	0.5	△ 75,267	△ 0.8	平成28年度
老人保健拠出金	4,680	0.0	7,349	0.0	△ 2,669	△ 36.3	
退職者給付拠出金	22,144,303	1.1	22,906,443	1.2	△ 762,140	△ 3.3	
前期高齢者納付金	366,892,476	18.5	337,088,674	17.6	29,803,802	8.8	
後期高齢者支援金	376,776,069	19.0	341,229,337	17.9	35,546,731	10.4	
病床転換支援金	1,823	0.0	1,733	0.0	90	5.2	
そ の 他	260,684,322	13.1	241,811,437	12.6	18,872,885	7.8	
小 計	1,853,372,636	93.3	1,776,483,419	92.9	76,889,216	4.3	
次年度繰越支払準備金	133,905,186	6.7	135,108,738	7.1	△ 1,203,552	△ 0.9	
合 計	1,987,277,822	100.0	1,911,592,158	100.0	75,685,664	4.0	

短期給付特別財政調整経理及び育児・介護休業給付経理を含む。

その（三） 組合員1人当たりの掛金及び負担金収入額

区分 組合名	平成29年度		平成28年度		増 減			
	掛金+負担金	1人当たり の 額	掛金+負担金	1人当たり の 額	掛金+負担金	増減率	1人当たり の 額	増減率
	千円	円	千円	円	千円	%	円	%
地方職員共済組合	194,666,435	644,693	212,332,122	707,408	△ 17,665,687	△ 8.3	△ 62,715	△ 8.9
公立学校共済組合	600,116,141	623,045	601,047,425	622,650	△ 931,283	△ 0.2	395	0.1
警察共済組合	169,547,887	566,680	179,364,876	601,318	△ 9,816,990	△ 5.5	△ 34,638	△ 5.8
東京都職員共済組合	76,262,706	618,639	76,217,605	623,814	45,101	0.1	△ 5,175	△ 0.8
指定都市職員共済組合	112,599,265	659,656	109,053,458	639,857	3,545,806	3.3	19,799	3.1
市町村職員共済組合	604,337,392	626,793	590,864,334	613,223	13,473,058	2.3	13,570	2.2
都市職員共済組合	30,881,269	586,617	29,834,509	571,302	1,046,761	3.5	15,315	2.7
合 計	1,788,411,095	622,028	1,798,714,328	626,267	△ 10,303,234	△ 0.6	△ 4,239	△ 0.7

- (注) 1 掛金+負担金には、介護掛金、介護負担金、短期任意継続掛金、介護任意継続掛金及び育児・介護休業手当金のみ適用の組合員についての掛金及び負担金を含む。
- 2 1人当たりの額は任意継続組合員を含み、育児・介護休業手当金のみ適用の組合員は含まない。
- 3 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

## 2 短期財源率の状況

平成 29 年度末現在の各共済組合における短期財源率の状況は、第 6 表のとおりである。

### 第 6 表 短期財源率の状況

#### その(一) 市町村職員共済組合以外の組合

(単位：‰)

組合名	短期財源率			介護財源率	福祉財源率	組合名	短期財源率			介護財源率	福祉財源率
	掛金率	負担金率	計				掛金率	負担金率	計		
地方職員共済組合	43.18	43.18	86.36	11.36	2.36	大阪市職員共済組合	55.91	55.91	111.82	14.60	1.60
公立学校共済組合	43.10	43.10	86.20	11.58	2.82	神戸市職員共済組合	46.00	46.00	92.00	11.40	3.00
警察共済組合	36.41	36.41	72.82	12.46	2.44	広島市職員共済組合	39.61	39.61	79.22	11.40	2.60
東京都職員共済組合	40.05	40.05	80.10	11.80	3.52	北九州市職員共済組合	43.89	43.89	87.78	13.80	3.24
札幌市職員共済組合	45.68	45.68	91.36	14.12	3.44	福岡市職員共済組合	46.29	46.29	92.58	11.44	2.48
川崎市職員共済組合	33.96	33.96	67.92	11.76	1.42	北海道都市職員共済組合	47.68	47.68	95.36	14.08	5.86
横浜市職員共済組合	33.00	33.00	66.00	11.40	3.00	仙台市職員共済組合	41.00	41.00	82.00	11.56	3.00
名古屋市職員共済組合	45.00	45.00	90.00	13.00	3.50	愛知県都市職員共済組合	40.50	40.50	81.00	12.44	4.80
京都市職員共済組合	48.50	48.50	97.00	12.90	3.08						

#### その(二) 市町村職員共済組合

(単位：‰)

組合名	短期財源率			介護財源率	福祉財源率	組合名	短期財源率			介護財源率	福祉財源率
	掛金率	負担金率	計				掛金率	負担金率	計		
北海道	49.02	49.02	98.04	14.16	3.44	滋賀県	45.25	45.25	90.50	12.22	3.28
青森県	49.03	49.03	98.06	13.92	2.92	京都府	47.10	47.10	94.20	12.48	4.72
岩手県	44.90	44.90	89.80	12.90	1.84	大阪府	50.60	50.60	101.20	14.20	3.20
宮城県	48.40	48.40	96.80	12.64	3.20	兵庫県	48.53	48.53	97.06	12.80	3.48
秋田県	48.96	48.96	97.92	13.00	2.95	奈良県	50.40	50.40	100.80	12.64	3.80
山形県	44.40	44.40	88.80	11.20	3.76	和歌山県	48.90	48.90	97.80	13.30	4.00
福島県	47.00	47.00	94.00	13.00	3.12	鳥取県	48.30	48.30	96.60	13.38	5.80
茨城県	43.60	43.60	87.20	13.80	4.20	島根県	50.00	50.00	100.00	11.88	2.96
栃木県	45.40	45.40	90.80	13.00	4.24	岡山県	48.92	48.92	97.84	12.50	4.00
群馬県	45.60	45.60	91.20	12.80	3.66	広島県	46.40	46.40	92.80	12.64	2.40
埼玉県	46.80	46.80	93.60	13.36	4.00	山口県	51.04	51.04	102.08	13.34	3.52
千葉県	42.60	42.60	85.20	12.70	4.40	徳島県	50.00	50.00	100.00	12.50	3.60
東京都	39.90	39.90	79.80	11.40	4.80	香川県	47.00	47.00	94.00	12.34	4.80
神奈川県	43.00	43.00	86.00	12.40	3.44	愛媛県	51.96	51.96	103.92	14.32	4.00
新潟県	47.00	47.00	94.00	13.22	4.80	高知県	51.73	51.73	103.46	12.88	4.20
富山県	40.88	40.88	81.76	10.56	3.40	福岡県	48.00	48.00	96.00	13.70	3.00
石川県	47.52	47.52	95.04	12.98	4.32	佐賀県	52.10	52.10	104.20	13.70	2.40
福井県	44.00	44.00	88.00	12.80	4.24	長崎県	55.06	55.06	110.12	13.74	3.00
山梨県	48.94	48.94	97.88	13.24	3.60	熊本県	55.89	55.89	111.78	13.52	3.02
長野県	48.50	48.50	97.00	12.82	3.20	大分県	51.77	51.77	103.54	13.00	3.20
岐阜県	49.00	49.00	98.00	13.46	2.96	宮崎県	49.35	49.35	98.70	12.86	5.92
静岡県	46.50	46.50	93.00	12.30	3.00	鹿児島県	55.70	55.70	111.40	14.66	2.41
愛知県	43.60	43.60	87.20	12.00	3.76	沖縄県	50.74	50.74	101.48	13.34	3.78
三重県	46.69	46.69	93.38	12.78	3.60	平均	48.00	48.00	96.00	12.94	3.65

### 3 給付の状況

#### (1) 給付の種類

短期給付には、法律上内容が定められているもの（法定給付）と、これに準じてそれぞれの組合の定款で定められているもの（附加給付）とがあり、その内容は、第7表及び第8表のとおりである。

#### (2) 受診率等の状況

平成29年度の組合別受診率、1件当たりの金額及び1人当たりの金額は、第9表のとおりであるが、受診率については平均16.50件（前年度と比較して0.31件減）、1件当たりの金額については平均11,590円（同0.8%増）、1人当たりの金額については平均236,295円（同1.1%減）となっている。

#### (3) 掛金・負担金収入に対する法定給付の割合

掛金・負担金収入に対する法定給付の割合は、45.7%（前年度45.8%）となっている。これを組合別にみると、警察共済組合が51.7%で最も高く、地方職員共済組合及び東京都職員共済組合が43.7%で最も低くなっている（第10表参照）。

#### (4) 給付実績

平成29年度の給付実績は、法定給付件数が6,973万件（ほかに附加給付23万件）、法定給付額が8,174億円（ほかに附加給付額95億円）である。

法定給付の種類別に給付の実績をみると、保健給付は7,160億円（法定給付全体の87.6%）で、その内訳は、療養の給付及び療養費等の医療費が6,810億円（同83.3%）、出産費及び家族出産費等のその他の給付が350億円（同4.3%）である。また、休業給付は1,008億円（同12.3%）、災害給付は6億円（同0.1%）となっている。これを前年度と比較すると、保健給付70億円（対前年度比1.0%）減、休業給付14億円（同1.4%）増、災害給付9億円（同62.2%）減となっている（第11表参照）。

一方、附加給付についてみると、保健給付82億円、休業給付13億円、合計95億円となっており、前年度と比較すると、全体で1億円（同0.8%）減少している。これを給付別にみると、保健給付3億円（同3.0%）減、休業給付2億円（同16.0%）増となっている（第12表参照）。

## 第7表 法定給付の内容

(平成29年度末現在)

種 類	内 容										
療養の給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公務によらない病気、負傷               <ul style="list-style-type: none"> <li>1 診察</li> <li>2 薬剤又は治療材料の支給</li> <li>3 処置、手術その他の治療</li> <li>4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護</li> <li>5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護</li> </ul> </li> <li>○ 療養に要する費用の100分の70(※)</li> </ul>										
入院時食事療養費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保険医療機関等から食事療養を受けた場合</li> <li>○ 基準額から標準負担額(1食につき360円)を控除した額</li> </ul>										
入院時生活療養費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定長期入院組員(65歳以上の療養病床入院患者)が公務外の病気又は負傷により保険医療機関等から食事及び病室の提供である療養を受けた場合</li> <li>○ 基準額から生活療養標準負担額(1日につき1,750円)を控除した額</li> </ul>										
保険外併用療養費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保険医療機関等から評価療養又は選定療養を受けた場合</li> <li>○ 療養に要する費用の100分の70(※)</li> </ul>										
療養費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ やむを得ず保険医療機関及び特定承認医療機関以外の医療機関から診療を受けた場合</li> <li>○ 療養に要する費用の100分の70(※)</li> </ul>										
訪問看護療養費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合</li> <li>○ 療養に要する費用の100分の70(※)</li> </ul>										
移送費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送された場合</li> <li>○ 移送に要した費用</li> </ul>										
家族療養費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被扶養者が療養を受けた場合</li> <li>○ 療養に要する費用の100分の70(※)</li> </ul>										
家族訪問看護療養費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合</li> <li>○ 療養に要する費用の100分の70(※)</li> </ul>										
家族移送費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被扶養者が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送された場合</li> <li>○ 移送に要した費用</li> </ul>										
高額療養費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費に係る一部負担金等の額が高額療養費算定基準額を超えた場合に、その超えた額を支給(70歳未満の者の高額療養費算定基準額)               <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ア 組員が市町村住民税非課税者等である場合</td> <td style="text-align: right;">35,400円</td> </tr> <tr> <td>イ 標準報酬の月額が280,000円未満の組員及びその被扶養者</td> <td style="text-align: right;">57,600円</td> </tr> <tr> <td>ウ 標準報酬の月額が280,000円以上530,000円未満の組員及びその被扶養者</td> <td style="text-align: right;">80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%</td> </tr> <tr> <td>エ 標準報酬の月額が530,000円以上830,000円未満の組員及びその被扶養者</td> <td style="text-align: right;">167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%</td> </tr> <tr> <td>オ 標準報酬の月額が830,000円以上の組員及びその被扶養者</td> <td style="text-align: right;">252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%</td> </tr> </table> </li> </ul>	ア 組員が市町村住民税非課税者等である場合	35,400円	イ 標準報酬の月額が280,000円未満の組員及びその被扶養者	57,600円	ウ 標準報酬の月額が280,000円以上530,000円未満の組員及びその被扶養者	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	エ 標準報酬の月額が530,000円以上830,000円未満の組員及びその被扶養者	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	オ 標準報酬の月額が830,000円以上の組員及びその被扶養者	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%
ア 組員が市町村住民税非課税者等である場合	35,400円										
イ 標準報酬の月額が280,000円未満の組員及びその被扶養者	57,600円										
ウ 標準報酬の月額が280,000円以上530,000円未満の組員及びその被扶養者	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%										
エ 標準報酬の月額が530,000円以上830,000円未満の組員及びその被扶養者	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%										
オ 標準報酬の月額が830,000円以上の組員及びその被扶養者	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%										
高額介護合算療養費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療保険と介護保険の両制度を利用し、年間の介護合算一部負担金等世帯合算額が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超えた場合に、その超えた額を支給</li> </ul>										
出産費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 組員が出産したとき</li> <li>○ 404,000円(産科医療補償制度に加入している分娩機関において出産した場合は16,000円を加算)</li> </ul>										
家族出産費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被扶養者が出産したとき</li> <li>○ 404,000円(産科医療補償制度に加入している分娩機関において出産した場合は16,000円を加算)</li> </ul>										
埋葬料	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 組員が公務によらないで死亡したときその死亡の当時被扶養者であった者で埋葬を行う者に対して支給</li> <li>○ 50,000円</li> </ul>										
家族埋葬料	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被扶養者が死亡したとき</li> <li>○ 50,000円</li> </ul>										
傷病手当金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公務によらないで病気にかかり又は負傷し療養のため引き続き勤務に服することができない場合(1年6ヶ月を限度、結核性の病気3年)</li> <li>○ 1日につき標準報酬の日額の3分の2</li> </ul>										
出産手当金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 組員が出産したとき</li> <li>○ 出産の日以前42日(ただし、多胎妊娠にあつては98日)以内及び出産の日後56の日以内において勤務に服することができなかった期間</li> <li>○ 1日につき標準報酬の日額の3分の2</li> </ul>										
休業手当金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被扶養者の病気又は負傷、組員の公務によらない不慮の災害等の事由により欠勤した場合</li> <li>○ 所定の期間1日につき標準報酬の日額の100分の50</li> </ul>										
育児休業手当金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 組員が育児休業により勤務に服さなかったとき(支給期間は最長で原則子が1歳に達する日まで。ただし、組員とその配偶者がともに育児休業を取得する場合、最長で子が1歳2月に達する日まで)</li> <li>○ 1日につき標準報酬の日額の100分の50(育児休業期間が180日に達する日までの間100分の67)</li> </ul>										
介護休業手当金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 組員が介護休業により勤務に服さなかったとき(支給期間は通算して最長66日を越えない期間)</li> <li>○ 1日につき標準報酬の日額の100分の67</li> </ul>										
弔慰金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 組員が水震火災その他の非常災害により死亡したとき</li> <li>○ 標準報酬の月額</li> </ul>										
家族弔慰金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したとき</li> <li>○ 標準報酬の月額100分の70</li> </ul>										
災害見舞金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非常災害により住居又は家財に損害を受けたとき</li> <li>○ 損害の程度に応じ標準報酬の月額3月分～0.5月分</li> </ul>										

(注) 1 ※70歳以上75歳未満の者については、100分の80(一定以上所得者100分の70)、義務教育就学前の子については、100分の80

## 第 8 表 附加給付の内容

その（一）市町村職員共済組合以外の組合

（平成 29 年度末現在）

	家族療養費	家族訪問看護療養費	一部負担金払戻金	出産費	家族 出産費	埋葬料	家族 埋葬料	傷手 当金
地方 職員	自己負担額-25,000円 <sup>321</sup> 〔合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額-50,000円 <sup>322</sup> 〕 <sup>321</sup> 上位所得者の場合は50,000円 <sup>322</sup> 上位所得者の場合は100,000円 <sup>323</sup> 100円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	自己負担額-25,000円 <sup>321</sup> <sup>321</sup> 上位所得者の場合は50,000円 <sup>322</sup> 100円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	自己負担額-25,000円 <sup>321</sup> 〔合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額-50,000円 <sup>322</sup> 〕 <sup>321</sup> 上位所得者の場合は50,000円 <sup>322</sup> 上位所得者の場合は100,000円 <sup>323</sup> 100円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	1件につき 30,000円	1件につき 30,000円	—	—	1日につき 標準報酬日額× 2/3 <sup>324</sup> 傷病手当金支給期間経過後6月間
公立 学校	自己負担額-25,000円 <sup>321</sup> 〔合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額-50,000円 <sup>322</sup> 〕 <sup>321</sup> 上位所得者の場合は50,000円 <sup>322</sup> 上位所得者の場合は100,000円 <sup>323</sup> 100円未満の端数は切捨て	自己負担額-25,000円 <sup>321</sup> <sup>321</sup> 上位所得者の場合は50,000円 <sup>322</sup> 100円未満の端数は切捨て	自己負担額-25,000円 <sup>321</sup> 〔合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額-50,000円 <sup>322</sup> 〕 <sup>321</sup> 上位所得者の場合は50,000円 <sup>322</sup> 上位所得者の場合は100,000円 <sup>323</sup> 100円未満の端数は切捨て	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	1件につき 25,000円	1件につき 25,000円	1日につき 平均標準報酬日額 ×2/3 <sup>324</sup> 傷病手当金支給期間経過後6月間
警 察	自己負担額-25,000円 <sup>321</sup> 〔合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額-50,000円 <sup>322</sup> 〕 <sup>321</sup> 上位所得者の場合は50,000円 <sup>322</sup> 上位所得者の場合は100,000円 <sup>323</sup> 100円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	自己負担額-25,000円 <sup>321</sup> <sup>321</sup> 上位所得者の場合は50,000円 <sup>322</sup> 100円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	自己負担額-25,000円 <sup>321</sup> 〔合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額-50,000円 <sup>322</sup> 〕 <sup>321</sup> 上位所得者の場合は50,000円 <sup>322</sup> 上位所得者の場合は100,000円 <sup>323</sup> 100円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	第1子 30,000円 第2子 60,000円 第3子以降 100,000円	第1子 30,000円 第2子 60,000円 第3子以降 100,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	1日につき 標準報酬日額× 2/3 <sup>324</sup> 傷病手当金支給期間経過後6月間
東京都 職員	自己負担額-25,000円 <sup>321</sup> 〔合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額-50,000円 <sup>322</sup> 〕 <sup>321</sup> 上位所得者の場合は50,000円 <sup>322</sup> 上位所得者の場合は100,000円 <sup>323</sup> 100円未満は不支給	自己負担額-25,000円 <sup>321</sup> <sup>321</sup> 上位所得者の場合は50,000円 <sup>322</sup> 100円未満は不支給	自己負担額-25,000円 <sup>321</sup> 〔合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額-50,000円 <sup>322</sup> 〕 <sup>321</sup> 上位所得者の場合は50,000円 <sup>322</sup> 上位所得者の場合は100,000円 <sup>323</sup> 100円未満は不支給	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	同上	同上	同上
札幌市 職員	自己負担額-25,000円 <sup>321</sup> 〔合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額-50,000円 <sup>322</sup> 〕 <sup>321</sup> 上位所得者の場合は50,000円 <sup>322</sup> 上位所得者の場合は100,000円 <sup>323</sup> 100円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	自己負担額-25,000円 <sup>321</sup> <sup>321</sup> 上位所得者の場合は50,000円 <sup>322</sup> 100円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	自己負担額-25,000円 <sup>321</sup> 〔合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額-50,000円 <sup>322</sup> 〕 <sup>321</sup> 上位所得者の場合は50,000円 <sup>322</sup> 上位所得者の場合は100,000円 <sup>323</sup> 100円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	—	—	—	—	—
川崎市 職員	同上	同上	同上	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	1日につき 標準報酬日額×2/3 <sup>324</sup> 傷病手当金支給期間経過後6月間
横浜市 職員	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	—
名古屋 市職員	同上	同上	同上	1件につき 10,000円	1件につき 10,000円	同上	同上	1日につき 標準報酬日額×2/3 <sup>324</sup> 傷病手当金支給期間経過後6月間
京都市 職員	同上	同上	同上	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	同上	同上	—
大阪市 職員	同上	同上	同上	—	—	—	—	—
神戸市 職員	同上	同上	同上	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	1日につき 標準報酬日額×2/3 <sup>324</sup> 傷病手当金支給期間経過後6月間
広島市 職員	同上	同上	同上	1件につき 56,000円	1件につき 56,000円	同上	同上	同上
北九州市 職員	同上	同上	同上	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	—
福岡市 職員	自己負担額-25,000円 <sup>321</sup> 〔合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額-50,000円 <sup>322</sup> 〕 <sup>321</sup> 上位所得者の場合は50,000円 <sup>322</sup> 上位所得者の場合は100,000円 <sup>323</sup> 1,000円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	自己負担額-25,000円 <sup>321</sup> 〔合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額-50,000円 <sup>322</sup> 〕 <sup>321</sup> 上位所得者の場合は50,000円 <sup>322</sup> 上位所得者の場合は100,000円 <sup>323</sup> 1,000円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	自己負担額-25,000円 <sup>321</sup> 〔合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額-50,000円 <sup>322</sup> 〕 <sup>321</sup> 上位所得者の場合は50,000円 <sup>322</sup> 上位所得者の場合は100,000円 <sup>323</sup> 1,000円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	1件につき 10,000円	1件につき 10,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	1日につき 標準報酬日額×2/3 <sup>324</sup> 傷病手当金支給期間経過後6月間
北海道 都市職員	同上	同上	同上	—	—	1件につき 30,000円	1件につき 30,000円	—
仙台市 職員	自己負担額-25,000円 <sup>321</sup> 〔合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額-50,000円 <sup>322</sup> 〕 <sup>321</sup> 上位所得者の場合は50,000円 <sup>322</sup> 上位所得者の場合は100,000円 <sup>323</sup> 100円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	自己負担額-25,000円 <sup>321</sup> 〔合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額-50,000円 <sup>322</sup> 〕 <sup>321</sup> 上位所得者の場合は50,000円 <sup>322</sup> 上位所得者の場合は100,000円 <sup>323</sup> 100円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	自己負担額-25,000円 <sup>321</sup> 〔合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額-50,000円 <sup>322</sup> 〕 <sup>321</sup> 上位所得者の場合は50,000円 <sup>322</sup> 上位所得者の場合は100,000円 <sup>323</sup> 100円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	—	—	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	—
愛知県 都市職員	同上	同上	同上	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	同上	同上	—

その（二）市町村職員共済組合

（平成29年度末現在）

区分 都道府県名	法定給付 総額 ①	附加給付 総額 ②	割合 ②/①	家族療養費除 基礎控除		家族訪問看護 療養費除 基礎控除		一部負担金払 戻金除 基礎控除		出産費	家族 出産費	埋葬料	家族 埋葬料	傷病 手当金
				一般	上位	一般	上位	一般	上位					
				円	円	円	円	円	円					
北海道	11,059,883	85,219	0.77	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	-	-	-
青森	5,698,971	48,044	0.84	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
岩手	4,222,595	27,271	0.65	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	-	-	-
宮城	5,086,513	32,643	0.64	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
秋田	4,227,144	28,623	0.68	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	20,000	20,000	-
山形	4,381,339	31,904	0.73	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	30,000	6
福島	6,138,664	37,339	0.61	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
茨城	6,649,766	52,729	0.79	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	30,000	30,000	50,000	50,000	-
栃木	4,558,743	24,968	0.55	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
群馬	5,378,258	37,192	0.69	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	10,000	10,000	50,000	50,000	-
埼玉	15,533,397	156,631	1.01	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	20,000	20,000	50,000	50,000	-
千葉	15,024,254	144,429	0.96	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	20,000	20,000	50,000	50,000	6
東京	8,044,441	57,380	0.71	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	20,000	20,000	50,000	50,000	-
神奈川	8,990,630	64,719	0.72	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	5,000	5,000	50,000	50,000	-
新潟	6,569,289	35,986	0.55	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
富山	3,285,640	16,849	0.51	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
石川	3,896,333	23,006	0.59	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
福井	2,345,480	12,583	0.54	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
山梨	2,842,581	14,334	0.50	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
長野	7,262,999	67,758	0.93	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
岐阜	6,133,593	29,478	0.48	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
静岡	9,653,411	88,796	0.92	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	30,000	30,000	50,000	50,000	-
愛知	6,184,174	29,887	0.48	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
三重	5,238,069	44,752	0.85	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
滋賀	4,553,473	27,000	0.59	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
京都	3,934,452	26,625	0.68	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
大阪	15,455,062	173,802	1.12	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	20,000	20,000	50,000	50,000	6
兵庫	11,365,872	94,602	0.83	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	20,000	20,000	30,000	30,000	-
奈良	4,463,905	32,295	0.72	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	-	-	-
和歌山	3,681,515	20,357	0.55	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	30,000	30,000	-
鳥取	2,034,009	12,394	0.61	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	-	-	-
島根	2,972,640	31,571	1.06	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	6
岡山	5,341,860	33,295	0.62	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
広島	5,417,687	29,776	0.55	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	30,000	30,000	-
山口	4,676,047	30,222	0.65	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	30,000	30,000	-
徳島	2,793,649	18,024	0.65	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
香川	3,020,158	25,913	0.86	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	30,000	30,000	6
愛媛	4,164,334	26,709	0.64	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
高知	2,960,612	16,846	0.57	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	-	-	-
福岡	7,056,669	42,208	0.60	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	-	-	-
佐賀	2,743,070	17,260	0.63	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	-	-	-
長崎	4,213,546	40,162	0.95	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	-	-	-
熊本	6,736,152	58,118	0.86	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	-	-	-
大分	3,658,819	22,945	0.63	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
宮崎	3,162,183	23,324	0.74	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
鹿児島	5,774,971	43,626	0.76	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	-	-	-
沖縄	4,563,685	44,288	0.97	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	-	-	-

(注) 1 自己負担額から基礎控除額を差し引いた際の100円未満の端数は切り捨て、1,000円未満は不支給。

第9表 受診率、1件当たり金額及び1人当たり金額

その(一) 組合別

区分 組合名	受		診		率		1件当たり金額		1人当たり金額		被扶養者		合計
	組合員 件	組合員 1人当たり	被扶養者 1人当たり	被扶養者 1人当たり	合計 件	合計 1人当たり	被扶養者 1人当たり	被扶養者 1人当たり	合計 件	合計 1人当たり	組合員 1人当たり	被扶養者 1人当たり	
地方職員共済組合	8.31 (8.34)	8.40 (8.75)	8.53 (8.60)	8.53 (8.60)	16.72 (17.08)	10,818 (10,773)	12,290 (12,179)	11,558 (11,493)	115,575 (115,361)	125,390 (129,334)	127,313 (127,198)	240,965 (244,695)	
公立学校共済組合	9.04 (9.16)	6.72 (6.89)	8.60 (8.64)	8.60 (8.64)	15.76 (16.05)	10,373 (10,233)	12,872 (12,589)	11,438 (11,244)	118,244 (118,340)	103,741 (104,517)	132,822 (131,056)	221,984 (222,857)	
警察共済組合	6.80 (6.89)	11.90 (11.96)	9.26 (9.29)	9.26 (9.29)	18.70 (18.86)	11,107 (11,109)	11,538 (11,522)	11,381 (11,371)	94,118 (95,576)	165,948 (166,832)	129,136 (129,529)	260,066 (262,408)	
東京都職員共済組合	8.98 (9.02)	7.12 (7.25)	9.48 (9.46)	9.48 (9.46)	16.10 (16.27)	10,322 (10,321)	11,900 (12,080)	11,020 (11,105)	121,031 (121,828)	104,279 (108,120)	138,791 (141,067)	225,310 (229,948)	
指定都市職員共済組合	8.83 (8.83)	8.76 (9.06)	8.88 (8.94)	8.88 (8.94)	17.59 (17.89)	10,870 (10,982)	12,802 (12,687)	11,832 (11,845)	123,250 (124,317)	134,978 (138,192)	136,778 (136,480)	258,229 (262,509)	
市町村職員共済組合	8.09 (8.19)	8.29 (8.57)	8.62 (8.77)	8.62 (8.77)	16.38 (16.76)	10,914 (10,853)	12,760 (12,642)	11,849 (11,768)	112,190 (112,781)	127,424 (130,778)	132,439 (133,835)	239,614 (243,559)	
都市職員共済組合	8.05 (8.08)	7.94 (8.14)	8.97 (9.06)	8.97 (9.06)	15.98 (16.22)	10,659 (10,935)	12,456 (12,250)	11,551 (11,595)	110,731 (112,482)	119,337 (120,901)	134,946 (134,537)	230,068 (233,383)	
平均	8.38 (8.47)	8.12 (8.34)	8.75 (8.83)	8.75 (8.83)	16.50 (16.81)	10,690 (10,626)	12,519 (12,385)	11,590 (11,499)	113,702 (114,196)	122,593 (124,842)	132,038 (132,121)	236,295 (239,038)	

(注) 1 ( ) 内の数は、平成28年度の実績である。  
 2 「受診率」及び「1件当たり金額」は、入院時食事療養費の給付、入院時生活療養費の給付、家族入院時食事療養費の給付、家族訪問看護療養費の給付、薬剤を除いて算出する。  
 3 「1人当たり金額」は、訪問看護療養費の給付及び家族訪問看護療養費の給付を除いて算出する。  
 4 算出基礎となる組合員数及び被扶養者は、年度末現在の数値である。



その（二） 市町村職員共済組合の組合別内訳

区分 組合名	受 診 率				1 件 当 た り 金 額			1 人 当 た り 金 額			
	組 合 員	被 扶 養 者		合 計	組 合 員	被 扶 養 者	合 計	組 合 員	被 扶 養 者		合 計
		組 合 員 1 人 当 たり	被 扶 養 者 1 人 当 たり						組 合 員 1 人 当 たり	被 扶 養 者 1 人 当 たり	
	件	件	件	件	円	円	円	円	円	円	円
北海道	7.06	7.19	7.46	14.24	13,233	15,553	14,404	120,409	133,757	138,740	254,167
青森県	7.74	8.46	8.64	16.20	11,026	13,804	12,477	113,635	145,362	148,500	258,997
岩手県	7.98	8.11	8.23	16.09	11,185	13,961	12,584	117,821	136,209	138,287	254,030
宮城県	8.26	7.53	8.79	15.79	10,487	12,260	11,333	115,924	115,548	134,875	231,473
秋田県	7.99	8.84	9.00	16.82	11,169	13,948	12,629	118,145	153,374	156,256	271,519
山形県	8.27	8.38	9.28	16.65	9,982	12,200	11,099	106,270	127,300	140,974	233,570
福島県	7.97	8.59	9.03	16.56	10,749	12,180	11,491	112,282	128,566	135,195	240,848
茨城県	8.03	7.79	8.32	15.82	10,803	11,961	11,374	111,828	114,411	122,174	226,239
栃木県	8.37	8.62	9.41	16.99	10,739	12,188	11,474	111,044	125,783	137,327	236,827
群馬県	7.80	8.62	9.13	16.42	10,353	11,700	11,060	99,717	118,760	125,872	218,478
埼玉県	8.34	8.24	9.10	16.58	10,304	11,727	11,011	110,413	118,021	130,346	228,434
千葉県	8.33	7.20	8.74	15.54	10,546	12,783	11,583	113,008	111,879	135,688	224,887
東京都	8.76	6.78	8.90	15.54	9,997	12,930	11,278	115,135	106,928	140,339	222,063
神奈川県	8.25	8.41	8.66	16.65	10,329	11,875	11,109	112,513	122,824	126,531	235,337
新潟県	7.81	7.52	8.13	15.33	10,257	12,561	11,387	103,356	116,779	126,323	220,136
富山県	7.52	5.83	8.71	13.35	11,363	13,224	12,176	103,295	90,349	135,056	193,645
石川県	7.29	6.55	8.05	13.84	12,499	16,507	14,396	111,312	124,688	153,238	236,001
福井県	7.30	6.37	7.88	13.67	11,804	12,726	12,234	104,530	93,090	115,139	197,620
山梨県	7.71	8.18	9.12	15.89	10,767	12,850	11,839	105,775	126,828	141,383	232,603
長野県	7.49	7.03	7.70	14.52	10,827	13,729	12,232	103,046	115,929	126,969	218,975
岐阜県	8.04	8.84	9.34	16.88	10,651	11,387	11,037	106,224	120,226	126,980	226,450
静岡県	7.74	7.61	8.53	15.35	10,447	11,729	11,083	102,971	109,794	122,991	212,765
愛知県	7.96	7.84	9.61	15.81	10,044	11,662	10,847	99,426	108,584	133,092	208,010
三重県	8.65	8.01	8.64	16.66	9,903	11,336	10,592	108,613	109,590	118,277	218,202
滋賀県	7.76	7.10	8.02	14.86	10,782	13,445	12,055	107,253	113,656	128,455	220,909
京都府	8.04	8.00	8.08	16.04	11,654	13,704	12,676	113,475	126,530	127,770	240,005
大阪府	8.97	9.30	8.98	18.27	10,466	13,123	11,819	117,468	143,737	138,674	261,205
兵庫県	8.28	8.91	8.71	17.19	10,915	12,527	11,750	114,846	133,863	130,855	248,709
奈良県	8.71	8.37	8.14	17.08	12,000	15,815	13,870	124,540	150,898	146,715	275,438
和歌山県	8.43	9.11	9.06	17.54	10,581	11,352	10,982	107,849	121,158	120,478	229,008
鳥取県	7.83	7.75	7.83	15.58	10,693	13,905	12,292	106,580	131,609	132,965	238,189
島根県	7.65	8.80	8.14	16.45	11,706	13,194	12,502	114,030	139,168	128,727	253,199
岡山県	8.06	9.60	9.02	17.66	11,077	11,952	11,553	108,853	134,303	126,157	243,156
広島県	8.09	8.20	8.06	16.29	11,891	13,024	12,462	122,979	129,192	126,909	252,170
山口県	8.21	9.30	8.66	17.52	11,367	11,910	11,655	120,599	137,916	128,454	258,515
徳島県	8.94	9.03	9.70	17.97	11,070	13,710	12,397	122,944	147,581	158,434	270,524
香川県	8.39	8.34	9.54	16.73	10,976	12,096	11,534	117,339	120,370	137,634	237,709
愛媛県	8.12	9.61	8.72	17.73	10,770	12,087	11,484	108,663	138,332	125,530	246,994
高知県	7.69	7.91	8.47	15.61	11,317	13,850	12,601	112,617	131,304	140,453	243,920
福岡県	8.49	9.68	8.92	18.17	11,591	12,869	12,272	121,198	148,401	136,768	269,599
佐賀県	8.62	9.69	8.88	18.31	11,234	12,554	11,932	123,471	147,344	135,076	270,816
長崎県	8.17	9.79	8.39	17.97	11,053	12,296	11,731	114,402	145,899	125,051	260,300
熊本県	8.24	9.79	8.90	18.03	11,608	13,032	12,381	119,654	153,041	139,064	272,695
大分県	7.65	9.04	8.20	16.69	12,266	13,144	12,742	117,219	141,578	128,407	258,797
宮崎県	7.60	9.02	8.03	16.62	11,883	12,652	12,300	112,179	139,899	124,549	252,078
鹿児島県	7.96	10.94	8.28	18.90	11,462	12,512	12,070	115,191	162,437	122,836	277,628
沖縄県	7.54	9.44	7.36	16.98	11,425	14,881	13,347	109,322	168,662	131,454	277,984
平均	8.09	8.29	8.62	16.38	10,914	12,760	11,849	112,190	127,424	132,439	239,614

第10表 掛金・負担金収入に対する法定給付の割合

組合名	掛金+負担金		法定給付		収入に対する法定給付の割合	
	千円	円	千円	円	%	%
地方職員共済組合	194,666,435	644,693	85,037,381	281,625	43.7	(40.4)
公立学校共済組合	600,116,141	623,045	272,555,651	282,969	45.4	(45.5)
警察共済組合	169,547,887	566,680	87,652,644	292,962	51.7	(49.2)
東京都職員共済組合	76,262,706	618,639	33,316,647	270,263	43.7	(43.9)
指定都市職員共済組合	112,599,265	659,656	50,709,242	297,077	45.0	(47.5)
市町村職員共済組合	604,337,392	626,793	273,150,538	283,300	45.2	(46.7)
都市職員共済組合	30,881,269	586,617	14,930,864	283,625	48.3	(50.2)
合計	1,788,411,095	622,028	817,352,967	284,284	45.7	(45.8)

- (注) 1 1人当たりの額は、任意継続組合員を含む。  
 2 割合の( )内の数は、平成28年度の実績である。  
 3 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

第11表 法定給付の給付実績

区分	平成29年度		平成28年度		増		減	
	件数	金額	件数	金額	件数	伸び率	金額	伸び率
保健給付	69,149,412	716,013,591	70,192,019	723,026,400	△1,042,607	△1.5	△7,012,810	△1.0
内訳								
医療費	69,061,583	681,013,417	70,103,433	687,994,476	△1,041,850	△1.5	△6,981,059	△1.0
その他	87,829	35,000,173	88,586	35,031,924	△757	△0.9	△31,751	△0.1
休業給付	581,993	100,789,086	571,063	99,364,503	10,930	1.9	1,424,583	1.4
災害給付	1,108	550,290	2,681	1,456,280	△1,573	△58.7	△905,989	△62.2
合計	69,732,513	817,352,967	70,765,763	823,847,184	△1,033,250	△1.5	△6,494,216	△0.8

- (注) 1 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

第12表 附加給付の給付実績

区分	平成29年度		平成28年度		増		減	
	件数	金額	件数	金額	件数	伸び率	金額	伸び率
保健給付	228,312	8,236,669	234,271	8,488,107	△5,959	△2.5	△251,437	△3.0
休業給付	5,814	1,279,327	5,218	1,103,157	596	11.4	176,170	16.0
合計	234,126	9,515,997	239,489	9,591,264	△5,363	△2.2	△75,267	△0.8

- (注) 1 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

### 〔Ⅲ〕 長期給付の概況

#### 1 長期財源率の状況

地方公務員共済組合の長期給付に要する費用に係る財源率は少なくとも、5年ごとに再計算することとされており、昭和42年度において、この制度発足後最初の財源率の再計算を行った。しかし、地方公務員共済組合制度は、国家公務員共済組合制度に約3年遅れて発足したものであるが、その制度は、国家公務員共済組合に準じており、組合員期間を相互に通算し、責任準備金も相互に移換することとされていたことにかんがみ、財源率の再計算に用いる諸統計、資料等についても国家公務員共済組合の財源率の再計算の際に用いるものと同様にすることが望ましいため、国家公務員共済組合の昭和44年10月の再計算に合わせて、地方公務員共済組合についても昭和44年12月に財源率の再計算を実施（昭和45年1月から適用）し、その後、昭和49年12月、昭和54年12月、昭和59年12月、平成元年12月、平成6年12月及び平成11年12月に再計算を実施したが、経済情勢等に配慮して、平成8年12月以降の財源率を据え置くこととされた。

また、平成元年12月の再計算では、平成2年4月から公立学校共済組合及び警察共済組合が地共済連合会に加入することが予定されていたことから、平成元年12月の再計算から地共済連合会を組織するすべての地方公務員共済組合について地共済連合会において統一された長期財源率が算定されている。

平成15年4月から総報酬制が導入され、毎月の給料と期末手当等に対して同一水準の掛金率及び負担金率を適用することとされている。

平成16年10月の再計算では、地方公務員共済年金と国家公務員共済年金の財政単位の一元化が行われ、平成21年9月の再計算では、地方公務員共済年金の長期財源率は、国家公務員共済年金の長期財源率と一本化され、毎年段階的に引き上げることとされた。また、平成26年9月の再計算では、被用者年金制度の一元化により、地方公務員共済年金の財源率は国家公務員共済年金の財源率とともに、平成27年10月から段階的に引き上げていくことが法定化された（第13表参照）。

第13表 その（一）長期財源率の状況

（平成29年度末現在）

区 分	保険料率（千分率）		
	保 険 料 率	被保険者負担分	事業主負担分
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第84条で定める率	179.86	89.93	89.93

その（二）退職等年金給付財源率の状況

（平成29年度末現在）

区 分	退職等年金給付の財源率（千分率）		
	合 計	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金の割合	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金の割合
地方公務員等共済組合法第114条第3項の地方公務員共済組合連合会の定款において定める率	15.0	7.5	7.5

## 2 収入の状況

平成29年度の各経理における収入は、地方公共団体の負担金（追加費用及び払込金を含む。）及び組合員の掛金のほか、積立金及び支払準備金の運用による利息及び配当金、信託の運用益が主なものである。

平成29年度の厚生年金保険経理の負担金収入は2兆7,962億円、掛金収入は1兆6,361億円、利息及び配当金収入は15億円、信託の運用益は7,860億円で、この四科目の計は5兆2,198億円となり、厚生年金交付金3兆4,042億円、基礎年金交付金1,045億円、財政調整拠出金803億円及びその他の収入2,874億円を含めた収入の計は9兆962億円となっている（第14-1表その（二）参照）。

退職等年金経理の負担金収入は1,377億円、掛金収入は1,377億円、利息及び配当金収入は11億円、信託の運用益は20億円で、この四科目の計は2,784億円となり、その他の収入2千万円を含めた収入の計は2,784億円となっている（第14-2表その（二）参照）。

経過的長期経理の負担金収入は 602 億円、利息及び配当金収入は 104 億円、信託の運用益は 8,325 億円で、この三科目の計は 9,031 億円となり、その他の収入 227 億円を含めた収入の計は 9,259 億円となっている（第 14-3 表その（二）参照）。

### 3 給付の状況

平成 29 年度の厚生年金保険給付及び平成二十四年一元化法附則第 60 条第 5 項に規定する改正前地共済法による職域加算の給付額は、全体で 5,129 億円であり、給付金額の割合を年金の種類別にみると、老齢厚生年金が 70.1%、旧職域加算退職給付が 13.7%、障害厚生年金が 0.6%、旧職域加算障害給付が 0.1%、遺族厚生年金が 14.3%、旧職域加算遺族給付が 1.3%となっている（第 15 表その（一）参照）。退職等年金給付の給付額は、全体で 3 億円であり、給付金額の割合を年金の種類別にみると、終身退職年金が 5.1%、有期退職年金（240 月）が 2.3%、有期退職年金（120 月）3.3%、有期退職年金に代わる一時金が 31.2%、遺族に対する一時金が 56.8%となっている（第 15 表その（二）参照）。平成二十四年一元化法附則第 61 条に規定する改正前地共済法による給付額は、全体で 3 兆 8,241 億円であり、給付金額の割合を年金の種類別にみると、退職共済年金が 70.1%、障害共済年金が 0.7%、遺族共済年金が 18.2%、退職年金が 8.5%、減額退職年金が 0.5%、通算退職年金が 0.1%、障害年金が 0.2%、遺族年金が 1.6%となっている（第 15 表その（三）参照）。

次に平成 29 年度末現在における年金の種類別受給権者の状況をみると、厚生年金受給権者の総数は、590,599 人で老齢厚生年金の受給権者は、504,713 人、障害厚生年金が 3,657 人、遺族厚生年金が 82,229 人となっている。旧共済制度年金受給権者の総数は、2,526,507 人で退職共済年金の受給権者は、1,737,738 人、障害共済年金が 44,965 人、遺族共済年金が 528,688 人で昭和 61 年 3 月 31 日以前に給付事由が生じた年金である退職年金が 137,905 人、障害年金が 5,278 人、遺族年金が 52,587 人、減額退職年金が 12,019 人、通算退職年金が 6,663 人、通算遺族年金が 664 人となっている（第 16 表参照）。

第14-1表 厚生年金保険経理の収支状況

その(一) 組合別収支状況

組合名	区分			
	収 入 (A)			
	平成29年度	平成28年度	増 減	増減率
	千円	千円	千円	%
地方公務員共済組合連合会	8,617,086,202	8,411,444,136	205,642,066	2.4
地方職員共済組合	918,510,180	917,443,490	1,066,690	0.1
公立学校共済組合	2,970,365,475	2,900,855,888	69,509,587	2.4
警察共済組合	858,860,292	803,107,260	55,753,032	6.9
東京都職員共済組合	428,946,888	383,512,994	45,433,894	11.8
全国市町村職員共済組合連合会	3,419,467,039	3,060,734,440	358,732,599	11.7
合 計	17,213,236,076	16,477,098,208	736,137,868	4.5

(注) 1 収入には前年度繰越厚生年金保険給付組合積立金を含まず、支出には次年度繰越厚生年金保険給付  
 2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

その(二) 費用別収支状況

費目	区分					
	収				入	
	平成29年度		平成28年度		増	減
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
負担金	2,796,201,955	7.9	2,708,283,396	7.8	87,918,559	3.2
(うち追加費用)	(455,093,600)	(1.3)	(406,736,969)	(1.2)	(48,356,631)	11.9
組合員保険料	1,636,087,904	4.6	1,600,019,148	4.6	36,068,756	2.3
厚生年金交付金	3,404,192,954	9.7	3,392,831,171	9.8	11,361,783	0.3
(連合会交付金)						
基礎年金交付金	104,482,772	0.3	127,956,946	0.4	△ 23,474,174	△ 18.3
(連合会交付金)						
財政調整拠入金受入金	80,316,779	0.2	54,351,333	0.2	25,965,446	47.8
利息及び配当金	1,502,556	0.0	1,205,211	0.0	297,345	24.7
信託の運用益	785,971,279	2.2	396,233,244	1.1	389,738,035	98.4
その他	287,433,187	0.8	3,960,793	0.0	283,472,394	7157.0
小 計	9,096,189,387	25.8	8,284,841,241	23.8	811,348,145	9.8
組合払込金	81,789,862	0.2	9,837,382	0.0	71,952,480	731.4
連合会交付金	-	-	-	-	-	-
組合交付金返還金	-	-	-	-	-	-
連合会払込金返還金	-	-	-	-	-	-
厚生年金交付金	3,404,192,954	9.7	3,392,831,171	9.8	11,361,783	0.3
厚生年金拠入金負担金	3,133,099,527	8.9	3,207,191,890	9.2	△ 74,092,364	△ 2.3
基礎年金交付金	104,599,265	0.3	127,956,946	0.4	△ 23,357,682	△ 18.3
基礎年金拠入金負担金	1,393,365,082	4.0	1,454,439,577	4.2	△ 61,074,495	△ 4.2
前年度繰越厚生年金保険給付組合積立金	17,981,741,682	51.1	18,279,420,050	52.6	△ 297,678,368	△ 1.6
前年度繰越厚生年金拠入金負担金充当金	-	-	-	-	-	-
前年度繰越基礎年金拠入金負担金充当金	-	-	-	-	-	-
合 計	35,194,977,758	100.0	34,756,518,258	100.0	438,459,500	1.3

(注) 1 負担金には、払込金を含む。  
 2 収入の前年度繰越厚生年金保険給付組合積立金及び支出の次年度繰越厚生年金保険給付組合積立金  
 3 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

支 出 (B)				過 不 足 額 (A) - (B)	
平成 29 年度	平成 28 年度	増 減	増減率	平成 29 年度	平成 28 年度
千円	千円	千円	%	千円	千円
8,201,916,031	8,351,120,716	△ 149,204,685	△ 1.8	415,170,171	60,323,420
922,008,382	960,710,037	△ 38,701,655	△ 4.0	△ 3,498,201	△ 43,266,547
2,873,818,253	3,061,118,707	△ 187,300,454	△ 6.1	96,547,222	△ 160,262,819
807,058,532	780,338,673	26,719,859	3.4	51,801,760	22,768,587
414,284,498	398,671,497	15,613,001	3.9	14,662,391	△ 15,158,502
3,259,819,724	3,222,816,947	37,002,777	1.1	159,647,315	△ 162,082,507
16,478,905,420	16,774,776,576	△ 295,871,157	△ 1.8	734,330,656	△ 297,678,368

組合積立金を含まない。

区分 費目	支				出	
	平成 29 年度		平成 28 年度		増	減
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
老 齡 厚 生 給 付	359,435,561	1.0	174,630,569	0.5	184,804,992	105.8
退 職 共 済 給 付	2,642,958,639	7.5	2,955,816,424	8.5	△ 312,857,784	△ 10.6
障 害 厚 生 給 付	3,074,794	0.0	1,214,064	0.0	1,860,729	153.3
障 害 共 済 給 付	28,431,038	0.1	30,763,034	0.1	△ 2,331,996	△ 7.6
遺 族 厚 生 給 付	21,897,054	0.1	10,026,322	0.0	11,870,732	118.4
遺 族 共 済 給 付	750,653,900	2.1	737,594,906	2.1	13,058,994	1.8
短期在留脱退一時金	11,415	0.0	13,300	0.0	△ 1,885	△ 14.2
厚生年金拠出金負担金	3,133,099,527	8.9	3,207,191,890	9.2	△ 74,092,364	△ 2.3
基礎年金拠出金負担金	1,393,365,082	4.0	1,454,439,577	4.2	△ 61,074,495	△ 4.2
財政調整拠出金	-	-	-	-	-	-
信託の運用損	21,092	0.0	4,123,641	0.0	△ 4,102,549	△ 99.5
その他	28,910,629	0.1	6,705,881	0.0	22,204,748	331.1
小 計	8,361,858,730	23.8	8,582,519,610	24.7	△ 220,660,879	△ 2.6
連 合 会 払 込 金	81,789,862	0.2	8,841,984	0.0	72,947,878	825.0
組 合 交 付 金	-	-	-	-	-	-
連 合 会 交 付 金 返 還 金	-	-	-	-	-	-
組 合 払 込 金 返 還 金	-	-	995,398	0.0	△ 995,398	皆 減
厚生年金交付金支払金	3,404,192,954	9.7	3,392,831,171	9.8	11,361,783	0.3
厚生年金拠出金	3,133,099,527	8.9	3,207,191,890	9.2	△ 74,092,364	△ 2.3
基礎年金交付金支払金	104,599,265	0.3	127,956,946	0.4	△ 23,357,682	△ 18.3
基礎年金拠出金	1,393,365,082	4.0	1,454,439,577	4.2	△ 61,074,495	△ 4.2
次年度繰越厚生年金保険給付組合積立金	18,716,072,338	53.2	17,981,741,682	51.7	734,330,656	4.1
次年度繰越厚生年金拠出金負担金充当金	-	-	-	-	-	-
次年度繰越基礎年金拠出金負担金充当金	-	-	-	-	-	-
合 計	35,194,977,758	100.0	34,756,518,258	100.0	438,459,500	1.3

には、地方公務員共済組合連合会に係る厚生年金保険給付調整積立金を含む。

第 14-2 表 退職等年金経理の収支状況

その（一） 組合別収支状況

組合名	区分	収 入 (A)			
		平成 29 年度	平成 28 年度	増 減	増 減 率
		千円	千円	千円	%
地方公務員共済組合連合会		13,869,376	13,717,896	151,479	1.1
地方職員共済組合		31,500,640	30,887,887	612,753	2.0
公立学校共済組合		94,214,308	94,008,336	205,972	0.2
警察共済組合		31,871,908	31,418,670	453,239	1.4
東京都職員共済組合		12,800,692	12,676,060	124,631	1.0
全国市町村職員共済組合連合会		107,948,676	107,062,679	885,998	0.8
合 計		292,205,599	289,771,527	2,434,072	0.8

(注) 1 収入には前年度繰越退職等年金給付組合積立金を含まず、支出には次年度繰越退職等年金給付組合  
2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

その（二） 費用別収支状況

費目	区分	収 入					
		平成 29 年度		平成 28 年度		増 減	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増 減 率
		千円	%	千円	%	千円	%
負 担 金		137,727,633	19.6	137,304,550	32.2	423,083	0.3
掛 金		137,657,399	19.6	137,289,069	32.2	368,330	0.3
財政調整拠出金受入金		-	-	-	-	-	-
利息及び配当金		1,052,460	0.1	581,279	0.1	471,181	81.1
信託の運用益		1,966,828	0.3	880,104	0.2	1,086,724	123.5
そ の 他		19,974	0.0	30,700	0.0	△ 10,726	△ 34.9
小 計		278,424,294	39.6	276,085,701	64.7	2,338,593	0.8
連合会払込金返還金		-	-	-	-	-	-
組合払込金		13,781,305	2.0	13,685,826	3.2	95,479	0.7
組合交付金返還金		-	-	-	-	-	-
連合会交付金		-	-	-	-	-	-
前年度繰越退職等年金給付組合積立金		410,992,645	58.4	137,189,603	32.1	273,803,042	199.6
合 計		703,198,244	100.0	426,961,130	100.0	276,237,114	64.7

(注) 1 負担金には、払込金を含む。  
2 収入の前年度繰越退職等年金給付組合積立金及び支出の次年度繰越退職等年金給付組合積立金には、  
3 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。



支 出 (B)				過 不 足 額 ( A ) - ( B )	
平成 29 年度	平成 28 年度	増 減	増 減 率	平成 29 年度	平成 28 年度
千円	千円	千円	%	千円	千円
190,489	234,820	△ 44,331	△ 18.9	13,678,887	13,483,076
1,746,284	1,677,126	69,158	4.1	29,754,356	29,210,761
5,246,850	5,281,509	△ 34,659	△ 0.7	88,967,458	88,726,827
1,765,223	1,737,666	27,557	1.6	30,106,685	29,681,004
803,356	810,865	△ 7,508	△ 0.9	11,997,335	11,865,196
6,278,220	6,226,499	51,721	0.8	101,670,456	100,836,180
16,030,422	15,968,485	61,938	0.4	276,175,176	273,803,042

積立金を含まない。

費目	区分	支				出	
		平成 29 年度		平成 28 年度		増	減
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増 減 率
		千円	%	千円	%	千円	%
退職等給付		262,239	0.0	69,775	0.0	192,464	275.8
公務障害給付		-	-	-	-	-	-
公務遺族給付		3,707	0.0	-	-	3,707	皆増
財政調整拠出金		-	-	-	-	-	-
信託の運用損		-	-	-	-	-	-
その他		1,983,172	0.3	2,212,884	0.5	△ 229,712	△ 10.4
小計		2,249,117	0.3	2,282,659	0.5	△ 33,541	△ 1.5
連合会交付金返還金		-	-	-	-	-	-
連合会払込金		13,781,305	2.0	13,685,826	3.2	95,479	0.7
組合払込金返還金		-	-	-	-	-	-
組合交付金		-	-	-	-	-	-
次年度繰越退職等年金給付組合積立金		687,167,822	97.7	410,992,645	96.3	276,175,176	67.2
合計		703,198,244	100.0	426,961,130	100.0	276,237,114	64.7

地方公務員共済組合連合会に係る退職等年金期給付調整積立金を含む。

第 14-3 表 経過の長期経理の収支状況

その（一） 組合別収支状況

組合名	区分	収 入 (A)			
		平成 29 年度	平成 28 年度	増 減	増 減 率
		千円	千円	千円	%
地方公務員共済組合連合会		431,431,790	182,796,555	248,635,235	136.0
地方職員共済組合		13,858,436	11,361,039	2,497,397	22.0
公立学校共済組合		117,433,582	66,400,975	51,032,607	76.9
警察共済組合		63,238,896	42,882,892	20,356,004	47.5
東京都職員共済組合		19,918,621	6,730,944	13,187,677	195.9
全国市町村職員共済組合連合会		280,007,318	146,479,619	133,527,699	91.2
合 計		925,888,643	456,652,024	469,236,619	102.8

(注) 1 収入には前年度繰越経過の長期給付組合積立金を含まず、支出には次年度繰越経過の長期給付組合  
2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

その（二） 費用別収支状況

費目	区分		収 入			
			平成 29 年度	平成 28 年度	増 減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増 減 率
	千円	%	千円	%	千円	%
負 担 金	60,237,484	0.3	53,065,863	0.3	7,171,622	13.5
（うち追加費用）	(58,114,507)	(0.3)	(49,560,766)	(0.3)	8,553,741	(17.3)
基礎年金交付金 （連合会交付金）	116,493	0.0	-	-	116,493	皆増
利息及び配当金	10,354,670	0.1	14,356,418	0.1	△ 4,001,748	△ 27.9
信託の運用益	832,519,500	4.2	387,371,135	2.0	445,148,365	114.9
そ の 他	22,660,495	0.1	1,858,608	0.0	20,801,887	1119.2
小 計	925,888,643	4.7	456,652,024	2.3	469,236,619	102.8
連合会払込金返還金	-	-	-	-	-	-
組合払込金	-	-	-	-	-	-
組合交付金返還金	-	-	-	-	-	-
連合会交付金	-	-	-	-	-	-
前年度繰越経過の長期 給付組合積立金	18,800,439,809	95.3	18,994,358,581	97.7	△ 193,918,772	△ 1.0
合 計	19,726,328,452	100.0	19,451,010,605	100.0	275,317,847	1.4

(注) 1 負担金には、払込金を含む。  
2 収入の前年度繰越経過の長期給付組合積立金及び支出の次年度繰越経過の長期給付組合積立金には、  
3 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

支 出 (B)				過 不 足 額 ( A ) - ( B )	
平 成 29 年 度	平 成 28 年 度	増 減	増 減 率	平 成 29 年 度	平 成 28 年 度
千 円	千 円	千 円	%	千 円	千 円
68,541,609	155,597,873	△ 87,056,264	△ 55.9	362,890,181	27,198,682
87,633,761	59,846,608	27,787,153	46.4	△ 73,775,325	△ 48,485,569
322,719,081	170,624,835	152,094,245	89.1	△ 205,285,499	△ 104,223,861
68,942,778	45,042,270	23,900,508	53.1	△ 5,703,882	△ 2,159,378
36,084,812	25,193,780	10,891,032	43.2	△ 16,166,191	△ 18,462,836
300,554,284	194,265,429	106,288,855	54.7	△ 20,546,966	△ 47,785,810
884,476,325	650,570,796	233,905,529	36.0	41,412,318	△ 193,918,772

積立金を含まない。

区 分 費 目	支 出					
	平 成 29 年 度		平 成 28 年 度		増 減	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	増 減 率
	千 円	%	千 円	%	千 円	%
退 職 共 済 給 付	457,837,798	2.3	388,904,296	2.0	68,933,502	17.7
障 害 共 済 給 付	6,838,138	0.0	5,870,980	0.0	967,159	16.5
遺 族 共 済 給 付	65,449,603	0.3	95,398,737	0.5	△ 29,949,134	△ 31.4
恩 給 組 合 条 例 給 付	290,799	0.0	359,470	0.0	△ 68,672	△ 19.1
旧 市 町 村 共 済 法 給 付	89,835	0.0	95,685	0.0	△ 5,850	△ 6.1
信 託 の 運 用 損	1	0.0	2,912,490	0.0	△ 2,912,489	△ 100.0
そ の 他	353,970,150	1.8	157,029,138	0.8	196,941,012	125.4
小 計	884,476,325	4.5	650,570,796	3.3	233,905,529	36.0
連 合 会 交 付 金 返 還 金	-	-	-	-	-	-
連 合 会 払 込 金	-	-	-	-	-	-
組 合 払 込 金 返 還 金	-	-	-	-	-	-
組 合 交 付 金	-	-	-	-	-	-
次 年 度 繰 越 経 過 の 長 期 給 付 組 合 積 立 金	18,841,852,128	95.5	18,800,439,809	96.7	41,412,318	0.2
合 計	19,726,328,452	100.0	19,451,010,605	100.0	275,317,847	1.4

地方公務員共済組合連合会に係る経過の長期給付調整積立金を含む。

第 15 表 長期給付支給状況

その（一） 厚生年金保険給付及び平成二十四年一元化法附則第 60 条第 5 項に規定する改正前地共済法による職域加算額に係る給付

(平成29年度末現在)

年金の種類	区分		給付金額	1 件当たり金額	給付金額の割合
	給付件数	給付金額			
	件	千円		円	%
老 齢 厚 生 年 金	2, 121, 419	359, 459, 029		169, 443	70. 1
	( 1, 056, 161 )	( 174, 637, 422 )		( 165, 351 )	( 70. 8 )
旧職域加算退職給付	1, 986, 290	70, 084, 176		35, 284	13. 7
	( 967, 398 )	( 34, 337, 707 )		( 35, 495 )	( 13. 9 )
障 害 厚 生 年 金	15, 440	3, 057, 694		198, 037	0. 6
	( 5, 444 )	( 1, 202, 065 )		( 220, 806 )	( 0. 5 )
旧職域加算障害給付	8, 585	298, 798		34, 805	0. 1
	( 2, 906 )	( 114, 585 )		( 39, 431 )	( 0. 0 )
遺 族 厚 生 年 金	701, 272	73, 211, 658		104, 398	14. 3
	( 147, 519 )	( 33, 234, 875 )		( 225, 292 )	( 13. 5 )
旧職域加算遺族給付	358, 544	6, 737, 407		18, 791	1. 3
	( 145, 780 )	( 2, 962, 766 )		( 20, 324 )	( 1. 2 )
障 害 手 当 金	8	17, 100		2, 137, 466	0. 0
	( 6 )	( 11, 999 )		( 1, 999, 869 )	( 0. 0 )
脱 退 一 時 金	12	11, 415		951, 281	0. 0
	( 8 )	( 8, 658 )		( 1, 082 )	( 0. 0 )
合 計	5, 191, 570	512, 877, 277		98, 790	100. 0
	( 2, 325, 222 )	( 246, 510, 077 )		( 106, 016 )	( 100. 0 )

(注) 1 ( ) 内の数は、平成 28 年度の実績である。

2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

その（二） 退職等年金給付

(平成29年度末現在)

区分 年金の種類	給付件数	給付金額	1件当たり金額	給付金額の割合
	件	千円	円	%
退職年金				
終身退職年金	37,415	13,444	359	5.1
	( 12,609 )	( 2,885 )	( 229 )	( 4.1 )
有期退職年金 (240月)	15,341	6,074	396	2.3
	( 6,024 )	( 1,892 )	( 314 )	( 2.7 )
有期退職年金 (120月)	11,319	8,687	767	3.3
	( 3,078 )	( 1,316 )	( 428 )	( 1.9 )
有期退職年金に 代わる一時金	1,394	82,962	59,514	31.2
	( 909 )	( 23,688 )	( 26,059 )	( 33.9 )
公務障害年金	0	0	0	0.0
	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0.0 )
公務遺族年金	19	3,707	195,080	1.4
	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0.0 )
遺族に対する一時金	3,058	151,071	49,402	56.8
	( 2,060 )	( 39,848 )	( 19,343 )	( 57.1 )
整理退職一時金	0	0	0	0.0
	( 7 )	( 147 )	( 20,957 )	( 0.2 )
合 計	68,546	265,946	3,880	100.0
	( 24,687 )	( 69,775 )	( 2,826 )	( 100.0 )

(注) 1 ( )内の数は、平成28年度の実績である。

2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

その（三） 平成二十四年一元化法附則第 61 条に規定する改正前地共済法による  
給付等に係る給付

(平成29年度末現在)

年金の種類	区分	給付件数	給付金額	1件当たり金額	給付金額の割合
		件	千円	円	%
退職共済年金		11,035,806	2,681,594,582	242,990	70.1
	(	12,571,461)	(2,909,006,299)	(231,398)	(70.0)
退職年金		864,493	325,624,350	376,665	8.5
	(	1,014,852)	(375,390,436)	(369,897)	(9.0)
減額退職年金		73,823	18,650,743	252,641	0.5
	(	80,374)	(20,163,169)	(250,867)	(0.5)
通算退職年金		44,093	4,916,492	111,503	0.1
	(	52,966)	(5,852,957)	(110,504)	(0.1)
障害共済年金		154,375	27,647,823	179,095	0.7
	(	161,442)	(28,377,702)	(175,776)	(0.7)
障害年金		23,570	7,291,606	309,360	0.2
	(	26,673)	(8,100,167)	(303,684)	(0.2)
遺族共済年金		3,127,276	697,673,713	223,093	18.2
	(	3,433,123)	(740,747,029)	(215,765)	(17.8)
遺族年金		285,883	60,442,771	211,425	1.6
	(	326,013)	(66,175,590)	(202,985)	(1.6)
通算遺族年金		4,324	197,858	45,758	0.0
	(	4,510)	(228,229)	(50,605)	(0.0)
その他		21	51,359	2,445,679	0.0
	(	50)	(136,133)	(2,722,665)	(0.0)
合計		15,613,664	3,824,091,297	244,920	100.0
	(	17,671,464)	(4,154,177,711)	(235,078)	(100.0)

(注) 1 ( ) 内の数は、平成 28 年度の実績である。

2 その他は、退職一時金、脱退一時金、返還一時金、障害一時金、死亡一時金、特例死亡一時金、短期在留脱退一時金の計である。

3 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。



第16表 年金種類別受給権者状況

(平成29年度末現在)

年金の種類	区分	受給権者数	年金額	1人当たり 平均年金額
		人	千円	円
老 齢 厚 生 年 金		504,713	567,178,656	1,123,765
	( )	275,051	311,430,944	1,132,266
※ <sup>2</sup> 旧職域加算退職給付		481,704	103,499,935	214,862
	( )	257,029	56,549,621	220,013
退 職 共 済 年 金		1,737,738	2,633,896,477	1,515,704
	( )	1,902,499	2,882,767,765	1,515,253
退 職 年 金		137,905	348,611,586	2,527,911
	( )	156,076	395,968,791	2,537,025
減 額 退 職 年 金		12,019	21,777,832	1,811,950
	( )	12,796	23,290,396	1,820,131
通 算 退 職 年 金		6,663	5,186,563	778,413
	( )	7,884	6,206,887	787,276
障 害 厚 生 年 金		3,657	3,528,874	964,964
	( )	1,848	1,780,744	963,606
※ <sup>2</sup> 旧職域加算障害給付		3,266	610,728	186,996
	( )	1,758	328,439	183,169
障 害 共 済 年 金		44,965	50,752,707	1,128,716
	( )	45,637	51,835,139	1,135,814
内 訳 {	公務等	869	2,491,305	2,866,864
	( )	873	2,503,045	2,867,177
公務外		44,096	48,261,402	1,094,462
	( )	44,764	49,332,093	1,102,048
障 害 年 金		5,278	9,580,212	1,815,122
	( )	5,683	10,451,600	1,839,099
内 訳 {	公務等	203	684,586	3,372,346
	( )	218	743,002	3,408,267
公務外		5,075	8,895,626	1,752,833
	( )	5,465	9,708,598	1,776,505
遺 族 厚 生 年 金		82,229	112,547,735	1,368,711
	( )	45,317	62,474,539	1,378,612
※ <sup>2</sup> 旧職域加算遺族給付		82,583	10,142,156	122,812
	( )	45,641	5,504,547	120,605



遺族共済年金	528,688 ( 554,761 )	787,775,204 ( 830,549,565 )	1,490,057 ( 1,497,130 )
内訳	公務等	1,802 ( 1,798 )	2,921,404 ( 2,932,436 )
	公務外	526,886 ( 552,963 )	784,853,800 ( 827,617,129 )
遺族年金	52,587 ( 56,833 )	66,204,131 ( 71,891,759 )	1,258,945 ( 1,264,965 )
内訳	公務等	1,440 ( 1,512 )	2,943,954 ( 3,098,562 )
	公務外	51,147 ( 55,321 )	63,260,177 ( 68,793,197 )
通算遺族年金	664 ( 734 )	197,953 ( 222,246 )	298,122 ( 302,787 )
※ <sup>1</sup> 厚生年金 合計	590,599 ( 322,216 )	683,255,266 ( 375,686,227 )	1,156,885 ( 1,165,945 )
※ <sup>2</sup> 旧職域加算給付 合計	567,553 ( 304,428 )	114,252,819 ( 62,382,607 )	201,308 ( 204,917 )
※ <sup>3</sup> 旧共済制度年金 合計	2,526,507 ( 2,742,903 )	3,923,982,665 ( 4,273,184,147 )	1,553,126 ( 1,557,906 )
※ <sup>4</sup> 退職年金			
終身退職年金	8,443 ( 3,613 )	17,638 ( 4,336 )	2,089 ( 1,200 )
有期退職年金 (240月)	3,487 ( 1,429 )	8,038 ( 1865 )	2,305 ( 1,305 )
有期退職年金 (120月)	2,607 ( 1,139 )	11,179 ( 2,746 )	4,288 ( 2,411 )
公務障害年金	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
公務遺族年金	11 ( 0 )	4,499 ( 0 )	408,991 ( 0 )

(注) 1 ( )の内の数は、平成28年度の実績である。

2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

※1 厚生年金合計は、老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金の計である。

※2 平成二十四年一元化法附則第60条第5項に規定する改正前地共済法による職域加算額に係る給付である。

※3 旧共済制度年金合計欄には、平成二十四年一元化法附則第61条に規定する改正前地共済法による給付の合計である。

※4 平成二十四年一元化法附則第2条において、設けられた給付である。

#### 4 長期給付積立金の状況

長期給付積立金等を含めた業務上の余裕金は、「安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するよう運用しなければならない」こととされている。

各経理別に積立金の状況をみると、平成 29 年度末における厚生年金保険給付積立金の総額は 18 兆 7,161 億円となっており、組合別にみると、最も多いのは地方公務員共済組合連合会の 9 兆 7,394 億円であり最も少ないのは地方職員共済組合の 1,955 億円である（第 17 表その（一）参照）。

退職等年金給付積立金の総額は 6,872 億円となっており、組合別にみると、最も多いのは全国市町村職員共済組合連合会の 2,534 億円であり最も少ないのは東京都職員共済組合の 298 億円である（第 17 表その（二）参照）。

経過的長期給付積立金の総額は 18 兆 8,419 億円となっており、組合別にみると、最も多いのは地方公務員共済組合連合会の 10 兆 1,288 億円であり最も少ないのは地方職員共済組合の 1,029 億円である（第 17 表その（三）参照）。



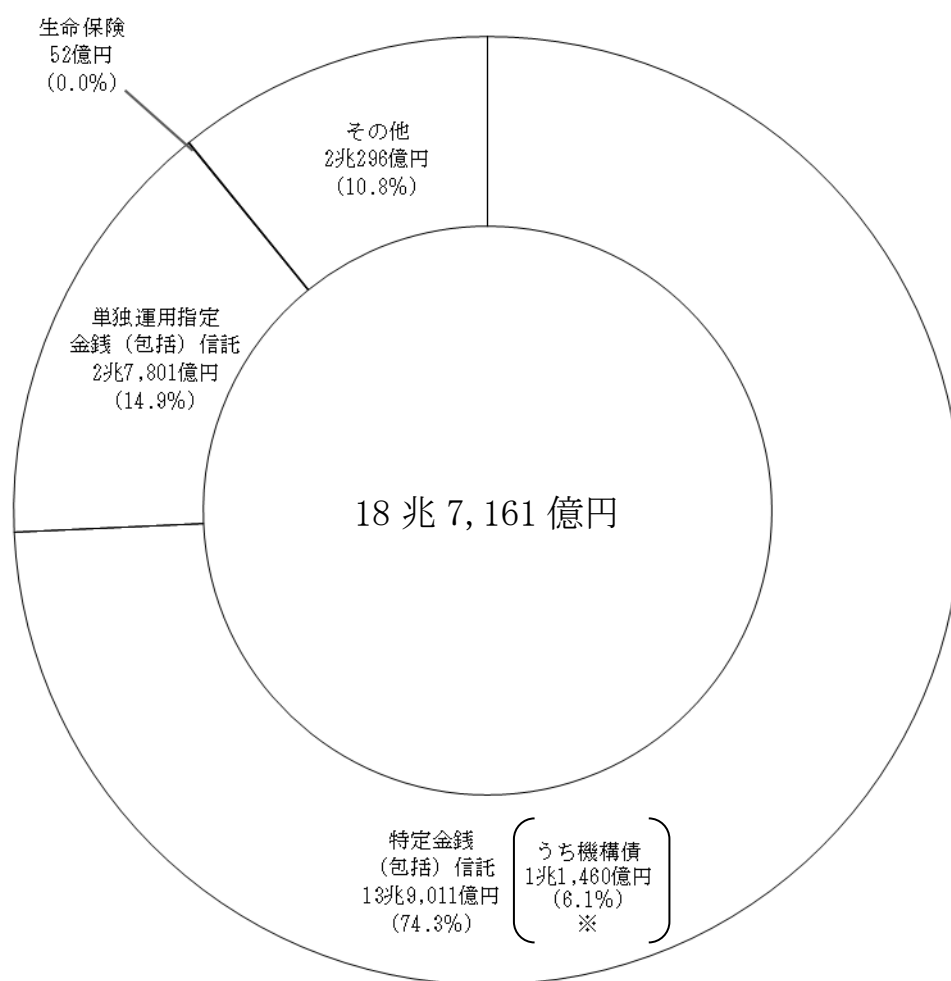
第17表 その(一) 厚生年金保険経理資産の状況

(単位：億円、%)

項目	区分	地方公務員共済組合		地方共済		方職員共済		立学組合		警察共済組合		東京都職員共済		全国市町村職員共済		合計	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
有価証券		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
証券投資信託		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有価証券信託		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生命保険		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	52	1.9	-	-	52	0.0
合同運用指定金銭(包括)信託		-	-	59	3.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	59	0.0
特定金銭(包括)信託		92,476	94.9	-	-	11,351	88.1	9,596	44.6	11,351	88.1	253	9.2	25,336	50.0	139,011	74.3
単独運用指定金銭(包括)信託		-	-	-	-	-	-	7,364	34.2	-	-	1,796	65.5	18,641	36.8	27,801	14.9
その他		4,919	5.1	1,896	97.0	1,528	11.9	4,573	21.2	1,528	11.9	642	23.4	6,678	13.2	20,236	10.8
計		97,394	100.0	1,955	100.0	12,879	100.0	21,533	100.0	12,879	100.0	2,744	100.0	50,655	100.0	187,161	100.0
投資不動産		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊経理への貸付金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
住宅経理への貸付金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療経理への貸付金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他への貸付金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
貸付経理への貸付金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他への貸付金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		97,394	100.0	1,955	100.0	12,879	100.0	21,533	100.0	12,879	100.0	2,744	100.0	50,655	100.0	187,161	100.0
		4.44		0.33	(事務局)	4.37		4.73		4.37		5.14		4.36		4.42	
				1.80	(団体共済部)												

(注) 1 「地方公務員共済組合連合会」の数値は、厚生年金保険給付調整積立金の資産額である。  
 2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

第1図 厚生年金保険給付積立金の運用状況



(注) 1 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。  
 ※ 義務運用分である。

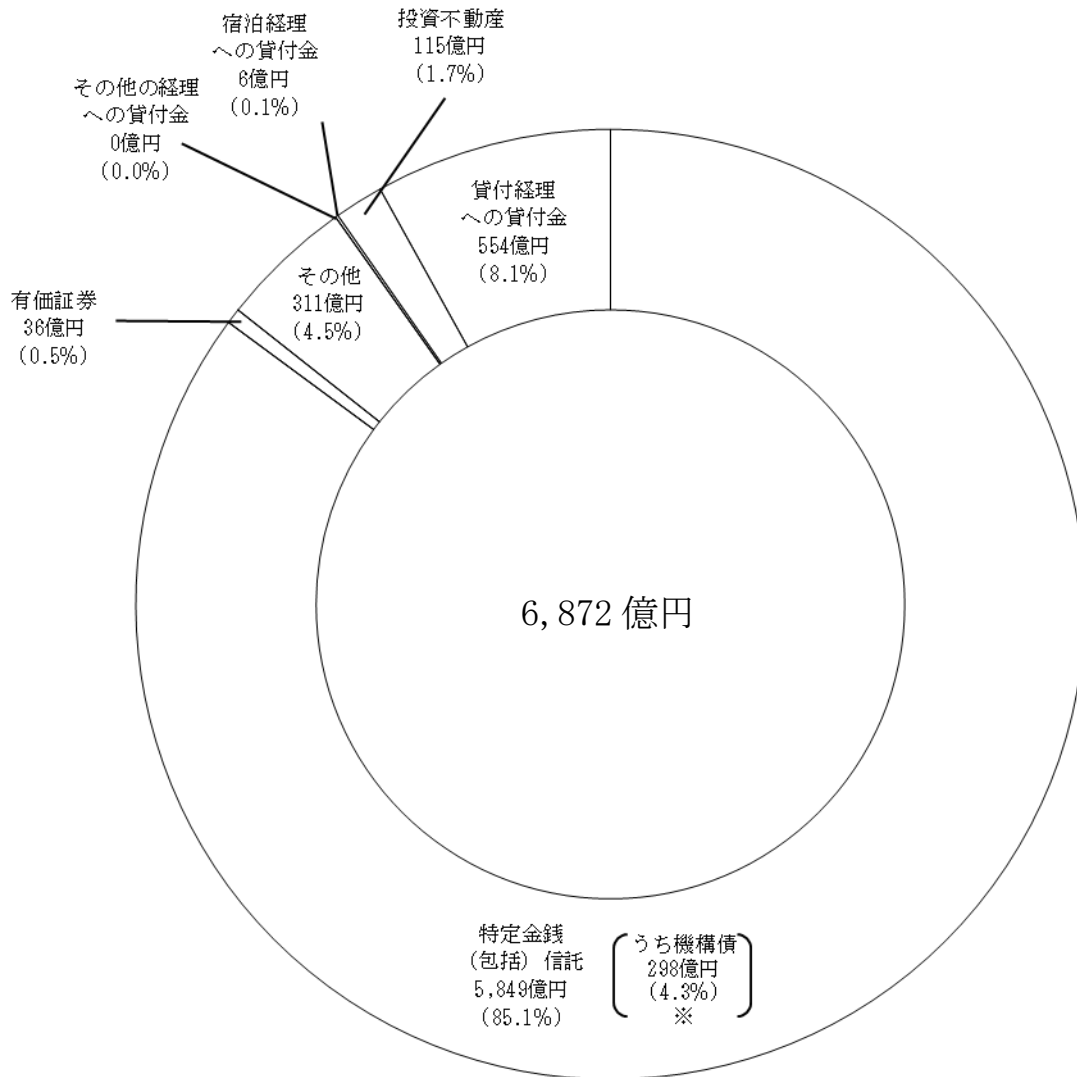
第17表 その(二) 退職等年金経理資産の状況

(単位：億円、%)

区分 項目	地方公務員 組合連合会	地方公務員 組合	公立学 校組合	警察共 済組合	東京共 済組合	東京都 職員合 済組合	全国市 町村職 員合 済組合	合計
	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比
有価証券	-	36	-	-	-	-	-	36
証券投資信託	-	-	-	-	-	-	-	-
有価証券信託	-	-	-	-	-	-	-	-
生命保険	-	-	-	-	-	-	-	-
合同運用指定金銭(包括)信託	-	-	-	-	-	-	-	-
特定金銭(包括)信託	326	146	2,150	499	272	2,456	5,849	
単独運用指定金銭(包括)信託	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	10	119	52	27	26	78	311	
計	336	301	2,202	526	298	2,534	6,196	
投資不動産	-	115	-	-	-	-	-	115
宿泊経理への貸付金	-	6	-	-	-	-	-	6
住宅経理への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-
医療経理への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-
その他への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	121	-	-	-	-	-	121
貸付経理への貸付金	-	311	23	220	-	-	-	554
その他への貸付金	-	0	-	-	-	-	-	0
計	-	311	23	220	-	-	-	555
平成29年度退職等年金給付積立金	336	733	2,225	746	298	2,534	6,872	
平成29年度運用利回り	0.36	1.53 (事務局)	0.39	0.73	0.40	0.42	0.56	
		0.34 (団体共済部)						
合計								

(注) 1 「地方公務員共済組合連合会」の数値は、退職等年金給付調整積立金の資産額である。  
2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

第2図 退職等年金給付積立金の運用状況



(注) 1 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

※ 義務運用分である。

第17表 その(三) 経過的長期経理資産の状況

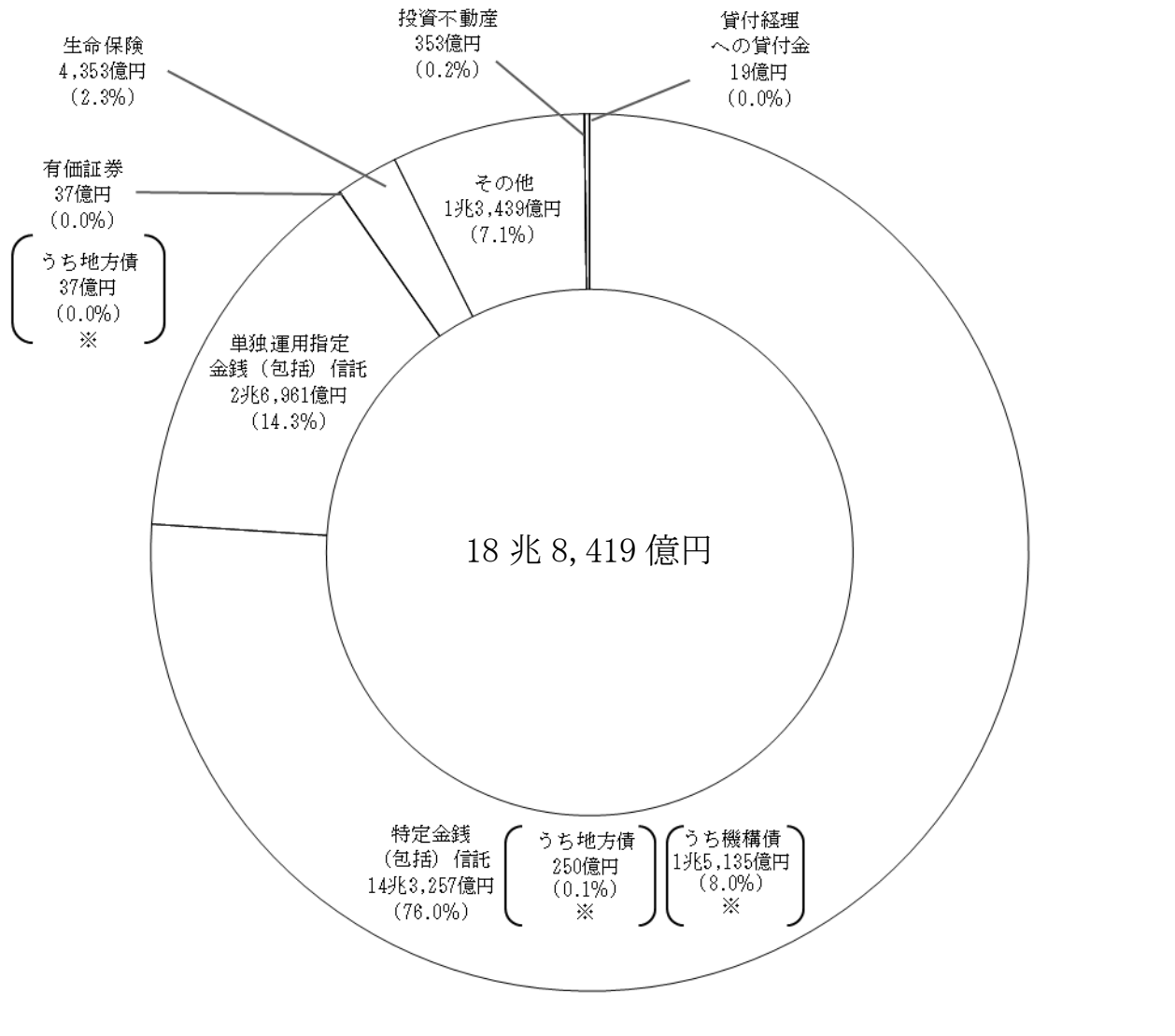
(単位：億円、%)

項目	区分		地方公務員連合会		地共		方済		職組		員合		公立		学組		校合		警察共済組		合共		東共		都職組		員合		全国市町村職		員合		計	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比		
有価証券	37	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37	0.0		
証券投資信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
有価証券信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
生命保険	652	0.6	-	-	-	-	2,881	13.1	-	-	568	4.6	253	11.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合同運用指定金銭(包括)信託	-	-	-	-	1	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.0	-	-	-	
特定金銭(包括)信託	96,300	95.1	-	-	-	-	8,966	40.8	-	-	10,828	88.3	235	10.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
単独運用指定金銭(包括)信託	-	-	-	-	-	-	8,550	38.9	-	-	-	-	1,576	68.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	4,299	4.2	1,008	98.0	1,569	7.1	-	-	538	4.4	538	4.4	224	9.8	538	4.4	224	9.8	538	4.4	224	9.8	224	9.8	5,798	11.7	5,798	11.7	13,437	7.1	13,437	7.1		
計	101,288	100.0	1,010	98.1	21,965	99.9	24	0.1	329	2.7	11,935	97.3	2,287	100.0	11,935	97.3	2,287	100.0	11,935	97.3	2,287	100.0	2,287	100.0	49,561	100.0	49,561	100.0	188,047	99.8	188,047	99.8		
投資不動産	-	-	-	-	24	0.1	-	-	-	-	329	2.7	-	-	329	2.7	-	-	329	2.7	-	-	-	-	-	-	-	-	353	0.2	353	0.2		
宿泊経理への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
住宅経理への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
医療経理への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	-	-	-	-	24	0.1	24	0.1	329	2.7	329	2.7	-	-	329	2.7	-	-	329	2.7	-	-	-	-	-	-	-	-	353	0.2	353	0.2		
貸付経理への貸付金	-	-	19	1.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19	0.0	19	0.0		
その他への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	-	-	19	1.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19	0.0	19	0.0		
平成29年度経過的長期給付積立金	101,288	100.0	1,029	100.0	21,989	100.0	12,263	100.0	12,263	100.0	12,263	100.0	2,287	100.0	12,263	100.0	2,287	100.0	12,263	100.0	12,263	100.0	2,287	100.0	49,561	100.0	49,561	100.0	188,419	100.0	188,419	100.0		
平成29年度運用利回り	4.35		5.05	(事務局)	3.60		4.19		4.19		4.19		5.24		4.19		5.24		4.19		4.19		5.24		5.08		5.08		4.45		4.45			
合計	101,288	100.0	1,029	100.0	21,989	100.0	12,263	100.0	12,263	100.0	12,263	100.0	2,287	100.0	12,263	100.0	2,287	100.0	12,263	100.0	12,263	100.0	2,287	100.0	49,561	100.0	49,561	100.0	188,419	100.0	188,419	100.0		
合計	4.35		5.05	(事務局)	3.60		4.19		4.19		4.19		5.24		4.19		5.24		4.19		4.19		5.24		5.08		5.08		4.45		4.45			

(注) 1 「地方公務員共済組合連合会」の数値は、経過的長期給付調整積立金の資産額である。  
 2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。



### 第3図 経過的長期給付積立金の運用状況



(注) 1 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

※ 義務運用分である。

[IV] 福祉事業の概況

1 福祉事業の平成29年度末現在の経理設定状況は、次のとおりである。

- (1) 保健経理 64組合
- (2) 医療経理 3組合
- (3) 宿泊経理 42組合
- (4) 住宅経理 2組合
- (5) 貯金経理 50組合
- (6) 貸付経理 64組合
- (7) 物資経理 29組合
- (8) 財形経理 21組合

(1) 組合別福祉経理設定一覧表

(平成29年度末現在)

組合名	経理名								
	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	財形	指定
地方職員共済組合	1	1	1	—	1	1	1	—	—
公立学校共済組合	1	1	1	1	—	1	—	—	—
警察共済組合	1	1	1	1	—	1	1	—	—
東京都職員共済組合	1	—	1	—	—	1	—	—	—
指定都市職員共済組合	10	—	1	—	2	10	—	—	—
市町村職員共済組合	47	—	35	—	44	47	27	19	—
都市職員共済組合	3	—	2	—	3	3	—	2	—
計	64	3	42	2	50	64	29	21	0

(2) 指定都市職員共済組合及び都市職員共済組合の福祉経理設定一覧表

(平成29年度末現在)

組合名	経理名			保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	財形	指定
指定都市職員共済組合												
札幌市				○	—	○	—	—	○	—	—	—
川崎市				○	—	—	—	○	○	—	—	—
横浜市				○	—	—	—	—	○	—	—	—
名古屋				○	—	—	—	○	○	—	—	—
京都市				○	—	—	—	—	○	—	—	—
大阪市				○	—	—	—	—	○	—	—	—
神戸市				○	—	—	—	—	○	—	—	—
広島市				○	—	—	—	—	○	—	—	—
北九州				○	—	—	—	—	○	—	—	—
福岡				○	—	—	—	—	○	—	—	—
小計				10	0	1	0	2	10	0	0	0
都市職員共済組合												
北海道				○	—	○	—	○	○	—	○	—
仙台市				○	—	—	—	○	○	—	—	—
愛知県				○	—	○	—	○	○	—	○	—
小計				3	0	2	0	3	3	0	2	0
合計				13	0	3	0	5	13	0	2	0

(3) 市町村職員共済組合の福祉経理設定一覧表

(平成29年度末現在)

組合名		経理名	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	財形	指定
北海道	海	道	○	—	○	—	○	○	○	—	—
		森	○	—	○	—	○	○	○	—	—
		手	○	—	—	—	○	○	○	—	—
		城	○	—	○	—	○	○	○	—	—
		田	○	—	—	—	○	○	—	—	—
		形	○	—	○	—	○	○	○	—	—
		島	○	—	○	—	○	○	—	—	—
		城	○	—	○	—	○	○	○	○	—
		木	○	—	—	—	○	○	○	○	—
		馬	○	—	—	—	○	○	○	○	—
		玉	○	—	○	—	○	○	○	○	—
		葉	○	—	○	—	○	○	○	○	—
		京	○	—	○	—	○	○	○	○	—
		川	○	—	○	—	○	○	○	○	—
神奈川県	奈	川	○	—	○	—	○	○	○	○	—
		瀨	○	—	○	—	○	○	—	○	—
		山	○	—	○	—	○	○	○	○	—
		川	○	—	○	—	○	○	○	—	—
		井	○	—	○	—	○	○	○	○	—
		梨	○	—	○	—	○	○	○	○	—
		野	○	—	○	—	—	○	○	○	—
		阜	○	—	○	—	○	○	○	—	—
		岡	○	—	—	—	○	○	○	○	—
		知	○	—	○	—	○	○	○	—	—
		重	○	—	○	—	○	○	○	—	—
		賀	○	—	○	—	○	○	—	○	—
		都	○	—	○	—	○	○	—	○	—
		阪	○	—	○	—	—	○	○	—	—
東京都	歌	庫	○	—	○	—	○	○	—	—	—
		良	○	—	—	—	○	○	—	—	—
		山	○	—	—	—	○	○	○	—	—
		取	○	—	○	—	○	○	○	—	—
		根	○	—	○	—	○	○	○	—	—
		山	○	—	○	—	○	○	○	—	—
		島	○	—	—	—	○	○	○	—	—
		口	○	—	○	—	○	○	○	—	—
		島	○	—	○	—	○	○	○	—	—
		川	○	—	○	—	○	○	○	—	—
		媛	○	—	○	—	○	○	○	—	—
		知	○	—	○	—	○	○	○	○	—
		岡	○	—	—	—	○	○	○	○	—
		賀	○	—	—	—	○	○	○	—	—
埼玉県	児	崎	○	—	—	—	○	○	○	—	—
		本	○	—	—	—	○	○	○	—	—
		分	○	—	—	—	○	○	○	○	—
		崎	○	—	○	—	○	○	○	○	—
		島	○	—	○	—	○	○	○	○	—
		繩	○	—	○	—	○	○	○	○	—
		會	○	—	○	—	○	○	○	○	—
		合	—	—	○	—	—	—	—	○	—
		計	47	0	35	0	44	47	27	19	0

2 福祉事業の平成29年度の収支状況は、次のとおりである。

(1) 保健経理収支状況

費目	支出	費目	収入
	千円		千円
職員給与	4,061,344	負担金	29,396,170
厚生費	26,620,095	掛金	28,178,246
旅費	74,637	補助金	4,564,343
事務費	446,116	施設収入	1,536,848
減価償却費	205,171	利息及び配当金	1,688,064
助成金及び交付金	3,686	その他	5,510,061
医療経理へ繰入	21,350		
宿泊経理へ繰入	2,294,546		
保健経理へ繰入	94,225		
その他	35,325,149		
合計 (A)	69,146,319	合計 (B)	70,873,732
		差引 (B) - (A)	1,727,414

(2) 医療経理収支状況

費目	支出	費目	収入
	千円		千円
職員給与	29,405,232	施設収入	4,370,710
旅費	35,763	保険患者収入	2,490,390
事務費	187,455	一般患者収入	164,366
事業用消耗品費	325,272	内部患者収入	616,243
薬品費	9,490,375	検診収入	185,128
医療材料費	4,411,004	老人保健患者収入	-
飲食材料費	501,499	入院診療収入	34,466,747
光熱水料	1,046,758	外来診療収入	15,705,598
減価償却費	3,521,164	雑診療収入	185,664
修繕費	487,238	利息及び配当金	238,547
内部患者割引費	-	保健経理より繰入	21,350
負担金	206,938	その他	4,163,960
支払利息	-		
その他	14,921,419		
合計 (A)	64,540,117	合計 (B)	62,608,703
		差引 (B) - (A)	△ 1,931,414

## (3) 宿泊経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	7,513,868	補 助 金	160,568
旅 費	42,637	寄 附 金	-
事 務 費	251,197	施 設 収 入	41,985,372
商 品 仕 入	1,445,001	商 品 売 上	2,054,941
事業用消耗品費	1,261,154	利息及び配当金	414,170
飲 食 材 料 費	7,294,639	賃 貸 料	1,061,035
光 熱 水 料	3,849,158	保健経理より繰入	2,294,546
燃 料 費	140,557	そ の 他	21,663,197
減 価 償 却 費	5,247,078		
修 繕 費	1,296,946		
賃 借 料	1,334,316		
委 託 管 理 費	3,194,760		
負 担 金	1,955,209		
支 払 利 息	78,195		
そ の 他	23,298,977		
合 計 ( A )	58,203,692	合 計 ( B )	69,633,829
		差引 (B) - (A)	11,430,137

## (4) 住宅経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	27,111	補 助 金	-
旅 費	346	施 設 収 入	28,917
事 務 費	4,668	利息及び配当金	3,493
減 価 償 却 費	29,195	そ の 他	512,989
負 担 金	1,788		
支 払 利 息	18,154		
そ の 他	312,651		
合 計 ( A )	393,913	合 計 ( B )	545,399
		差引 (B) - (A)	151,486

## (5) 貯金経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	1,336,403	利 息 及 び 配 当 金	49,716,616
旅 費	18,162	保 険 手 数 料	10,898
事 務 費	146,114	そ の 他	3,140,531
支 払 利 息	42,169,809		
そ の 他	3,221,783		
合 計 ( A )	46,892,271	合 計 ( B )	52,868,045
		差 引 ( B ) - ( A )	5,975,775

## (6) 貸付経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	1,880,072	貸 倒 引 当 金 戻 入	1,548
厚 生 費	3,666	団 体 信 用 生 命 保 険 配 当 金	226,374
旅 費	23,210	団 体 信 用 生 命 保 険 特 約 保 険 料	-
事 務 費	173,129	保 険 料 充 当 金	-
保 険 料	2,137,856	保 険 負 担 金	3,140
貸 付 金 保 険 料	167,155	そ の 他	17,027,969
負 担 金	270,087		
支 払 利 息	6,036,836		
そ の 他	3,292,210		
合 計 ( A )	13,984,221	合 計 ( B )	17,259,031
		差 引 ( B ) - ( A )	3,274,810

## (7) 物資経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	296,722	施 設 収 入	120,579
旅 費	3,098	商 品 売 上	4,614,482
事 務 費	39,572	商 品 販 売 益	87,982
商 品 仕 入	4,454,408	手 数 料	-
飲 食 材 料 費	21,313	販 売 手 数 料	3,700
販 売 費	5,468	受 託 商 品 手 数 料	417,887
減 価 償 却 費	5,074	利 息 及 び 配 当 金	56,323
負 担 金	72,177	広 告 料	3,908
支 払 利 息	185,697	保 健 経 理 よ り 相 互 繰 入	61,068
そ の 他	428,449	そ の 他	279,176
合 計 ( A )	5,511,978	合 計 ( B )	5,645,105
		差 引 ( B ) - ( A )	133,127

## (8) 財形経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	-	補 助 金	-
旅 費	-	利 息 及 び 配 当 金	1
事 務 費	-	そ の 他	3,085
支 払 利 息	3,039		
そ の 他	107		
合 計 ( A )	3,146	合 計 ( B )	3,086
		差 引 ( B ) - ( A )	△ 59



## Ⅱ 地方議会議員共済会の事業の概要

### 〔Ⅰ〕 地方議会議員の概況

平成 29 年 4 月 1 日現在の地方議会議員の総数は 32,868 人で、その共済会別内訳は、都道府県議会議員共済会 2,607 人、市議会議員共済会 19,209 人、町村議会議員共済会 11,052 人である。

### 〔Ⅱ〕 給付経理の財源

地方議会議員共済会の給付経理の財源は、発足当初、地方議会議員の掛金によることとされていたが、昭和 47 年度から、共済会の収支の状況を勘案して地方公共団体も費用の一部を負担することとされてきた。

地方議会議員年金制度が廃止された平成 23 年 6 月 1 日以後の給付に要する費用については、地方議会議員共済会が保有する残余の積立金を除き、地方公共団体が負担することとされており、平成 29 年度における負担率は、都道府県議会議員共済会が標準報酬月額 100 分の 21.2、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会が標準報酬月額 100 分の 39.7 となっている。

### 〔Ⅲ〕 収支の概況（給付経理）

平成 29 年度の収支の状況は、収入 566 億円、支出 562 億円で、差引 3 億円の黒字となっている。収入の主な内訳は、負担金 564 億円（全体の 99.7%）、利息及び配当金 1 億円（同 0.3%）である。一方、支出の主な内訳は、退職年金 384 億円（全体の 68.2%）、退職一時金 13 億円（同 2.3%）、遺族年金 166 億円（同 29.4%）となっている。

